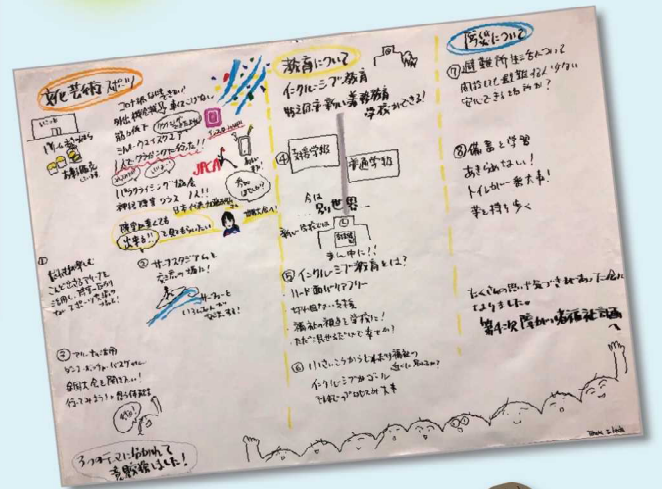
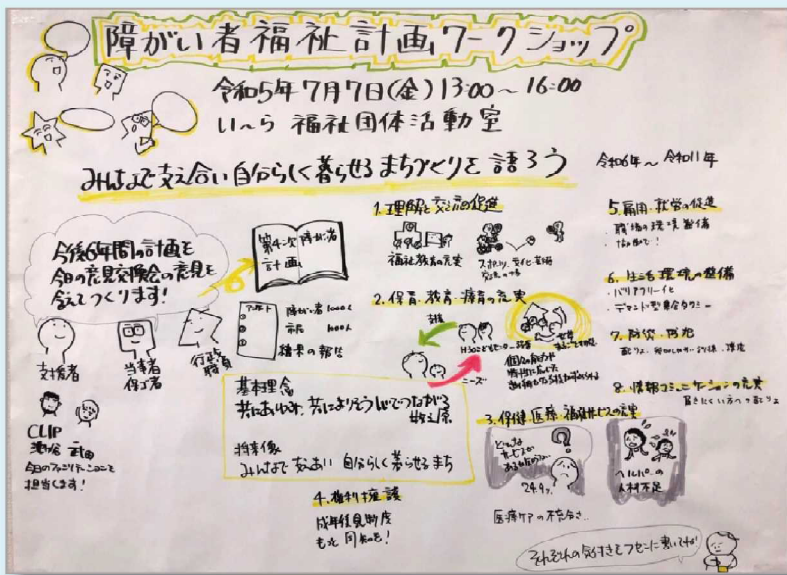


# 牧之原市 第4次障がい者計画

令和6年度～令和11年度

## 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
牧之原市

## 市長あいさつ

牧之原市では、障がいのある人を取り巻く環境の変化や新たなニーズに対応するため、国の第5次障害者基本計画を踏まえ、新たに「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。



障がい福祉における課題は、社会参加の促進をはじめ、雇用や教育の機会の平等な提供、情報アクセシビリティの向上など多岐にわたっており、障がいがあっても地域で安心して生活できるよう支援体制を整備し、着実に取組を進める必要があります。

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、地域で共に生きる一人として認め合い、支え合い、寄り添いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

近年、市内においてパラサーフィンの国際大会や日本デフサーフィン大会が開催され、障がいのある人の活躍と交流の場となっています。また、令和6年5月にはパラスポーツにも対応した多目的体育館がオープンする予定であり、パラスポーツへの関心がさらに高まっています。

こうした機会を活用しながら、障がいのある人やその家族、地域住民、団体・事業者などの協働による交流活動を促進し、障がいへの理解を深める取組を進めてまいりますので、積極的な参画をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力いただいた団体、意見交換会やパブリックコメントにより貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進につきまして、一層のお力添えをお願い申し上げます。

令和6年3月

牧之原市長 杉本 基久雄

# 目次

第1章 計画策定の趣旨について	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 国の障がい者施策の流れ	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	7
5 計画の対象	7
6 計画の策定体制	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
1 統計データから見る障がいのある人の状況	9
2 アンケート調査結果から見た現状	19
3 計画策定に向けた意見交換会の結果	51
4 計画策定のための障がい者団体ヒアリング結果	53
5 牧之原市の障がい福祉を取り巻く現状と課題	55
第3章 基本理念・基本方針	66
1 計画の基本理念	66
2 計画の基本方針	67
3 重点施策	69
4 施策の体系	70
第4章 施策の展開	71
基本方針1 理解と交流の促進	71
基本方針2 保育・教育・療育の充実	74
基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実	76
基本方針4 権利擁護の充実	80
基本方針5 雇用・就労の促進	83
基本方針6 生活環境の整備	85
基本方針7 防災・防犯の体制整備	87
基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実	90
基本方針9 文化芸術活動・スポーツの振興	92

第5章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	94
1	計画の成果目標と活動指標	94
2	障がい福祉サービス等の実施と見込量	103
3	地域生活支援事業	115
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	129
5	基盤整備	132
第6章	計画の推進に向けて	133
1	計画の進行管理と評価	133
2	計画の推進体制	134
3	計画を推進するための各々の役割	136
資料編		138
1	牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿	138
2	牧之原市障害者計画等策定委員会規則	139
3	ワーキンググループ	140
4	計画の策定経過	141
5	用語解説	142

本文中の\*の用語については、資料編の用語解説に説明を記載しています。



## 第1章

## 計画策定の趣旨について

## 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮\*の提供を明記したほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会\*の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

牧之原市（以下「本市」）では、平成30年3月に「牧之原市第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を、令和3年3月に「牧之原市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を念頭に、次期計画である「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、本市における障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

## 2 国の障がい者施策の流れ

### (1) 関連法等に係る年表

時期	項目	備考
平成5年(1993)	障害者基本法*施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年(1995)	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年(2000)	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定
平成17年(2005)	発達障害者支援法*施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象に
平成18年(2006)	障害者自立支援法施行	3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年(2007)	障害者権利条約に日本署名	署名以降、「合理的配慮*」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年(2012)	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法*施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年(2013)	障害者自立支援法が障害者総合支援法*に移行	制度やサービスをほぼ踏襲しつつ、共生社会*の実現を強調
	障害者優先調達推進法*施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年(2014)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法*等の関連法を整備
平成28年(2016)	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定(公共機関は義務、民間は努力義務)
	改正障害者雇用促進法*施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
平成28年(2016)	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度*の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障害児福祉計画策定など障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す

時期	項目	備考
平成30年（2018）	改正障害者総合支援法*施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法*施行	法定雇用率*の算定基礎の見直し
令和元年（2019）	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
	読書バリアフリー法施行	障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる環境整備を推進
令和3年（2021）	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和4年（2022）	情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和6年（2024）	改正障害者総合支援法施行	共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化 基幹相談支援センター*及び地域生活支援拠点*等の整備を努力義務化
	改正障害者雇用促進法施行	「就労選択支援」を創設
	改正難病法施行	難病*患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
	改正精神保健福祉法施行	「入院者訪問支援事業」を創設
	改正障害者差別解消法*施行	民間事業者による合理的配慮*の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化



### 3 計画の位置付け

#### (1) 計画の性格と根拠法令

「牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

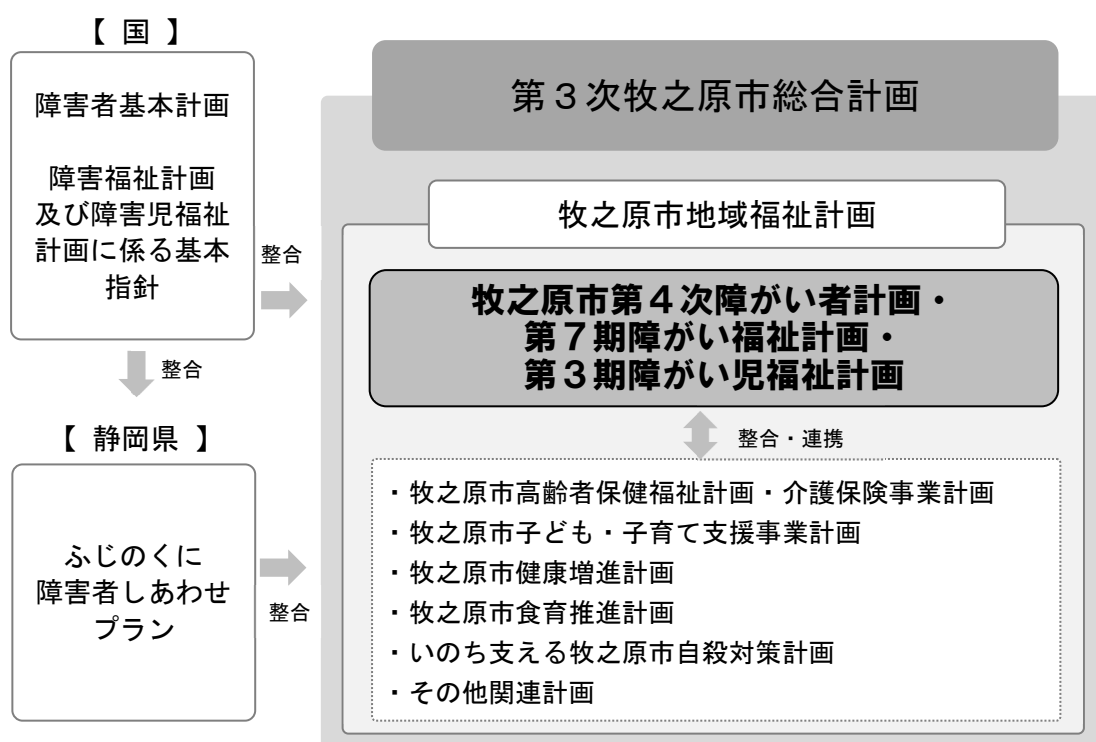
「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保に向けた方策を定める計画となります。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法*	障害者総合支援法*	児童福祉法
国	第5次障害者基本計画 令和5年度～令和9年度	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	ふじのくに障害者しあわせプラン		
牧之原市	牧之原市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

## (2) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第3次牧之原市総合計画」の障がい福祉部門計画として位置付けられます。

本計画では、本市が策定した「牧之原市地域福祉計画」、「牧之原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「牧之原市子ども・子育て支援事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、障がい福祉施策を推進していきます。



### (3) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会\*」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 計画の期間

「牧之原市第4次障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で計画の期間とします。

「牧之原市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する計画との整合に柔軟に対応できるように、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者 計画	第3次					第4次						
障がい 福祉計画	第5期		第6期			第7期			次期計画			
障がい児 福祉計画	第1期		第2期			第3期			次期計画			

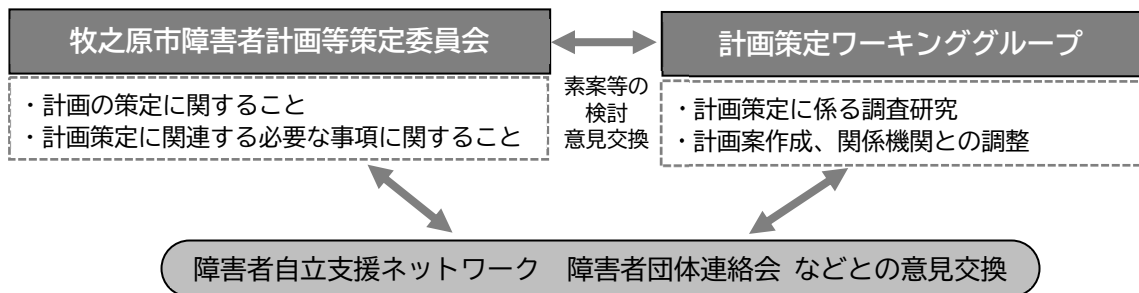
## 5 計画の対象

本計画は、障がい者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

## 6 計画の策定体制

### (1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、学識経験者及び公募委員等で組織する「牧之原市障害者計画等策定委員会」や、庁内の関係各課で組織する「計画策定ワーキンググループ」を編成するとともに、障害者自立支援ネットワーク\*や障害者団体連絡会などとの意見交換会を行い、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。



### (2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がいのある人等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及び市民へのアンケート調査や意見交換会、団体ヒアリング、パブリックコメントを実施しました。



牧之原市障害者計画等策定委員会

## 1 統計データから見る障がいのある人の状況

## (1) 人口・世帯数の推移

本市の総人口は令和2年で43,502人となっており、減少傾向が続いています。

年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は人口、構成比ともに減少している一方で、老年人口（65歳以上）は人口、構成比ともに増加しており、令和2年では老年人口が31.8%を占め、3人に1人が高齢者となっています。

また、世帯数は平成7年から令和2年にかけて増加しているものの、1世帯当たりの人数は減少しており、令和2年では2.7人となっています。

人口・世帯数の推移

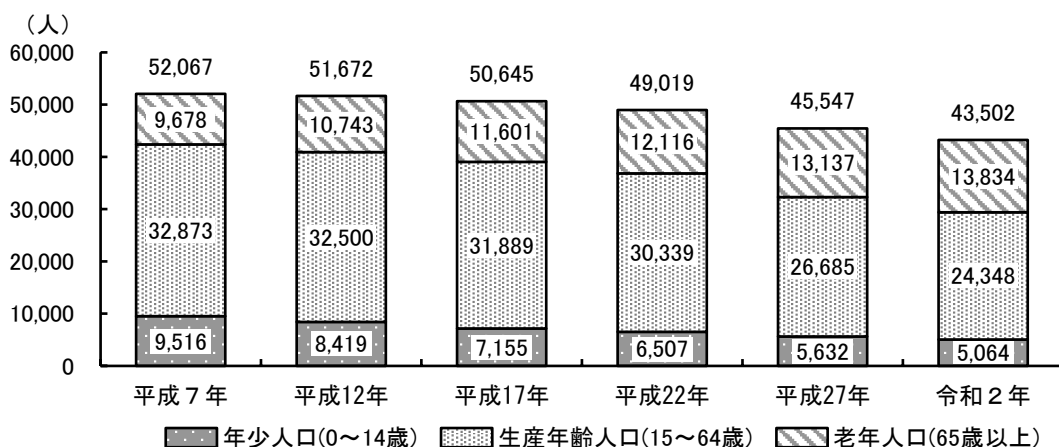
単位：人、世帯

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	52,067	51,672	50,645	49,019	45,547	43,502
年少人口(0～14歳)	9,516	8,419	7,155	6,507	5,632	5,064
総人口比 (%)	18.3	16.3	14.1	13.3	12.4	11.6
生産年齢人口(15～64歳)	32,873	32,500	31,889	30,339	26,685	24,348
総人口比 (%)	63.1	62.9	63.0	61.9	58.6	56.0
老年人口(65歳以上)	9,678	10,743	11,601	12,116	13,137	13,834
総人口比 (%)	18.6	20.8	22.9	24.7	28.8	31.8
世帯数	13,998	14,554	15,468	15,607	15,416	15,904
1世帯当たり人数	3.7	3.6	3.3	3.1	3.0	2.7

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

注：年齢不詳等により整合が取れない場合があります。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

## (2) 障がい者数の推移

令和5年3月31日現在、身体障がいのある人は1,805人、知的障がいのある人は538人、精神障がいのある人は414人となっています。また、精神病院入院患者数は47人、自立支援医療\*受給者数(精神通院)は641人、難病\*患者数は369人となっています。

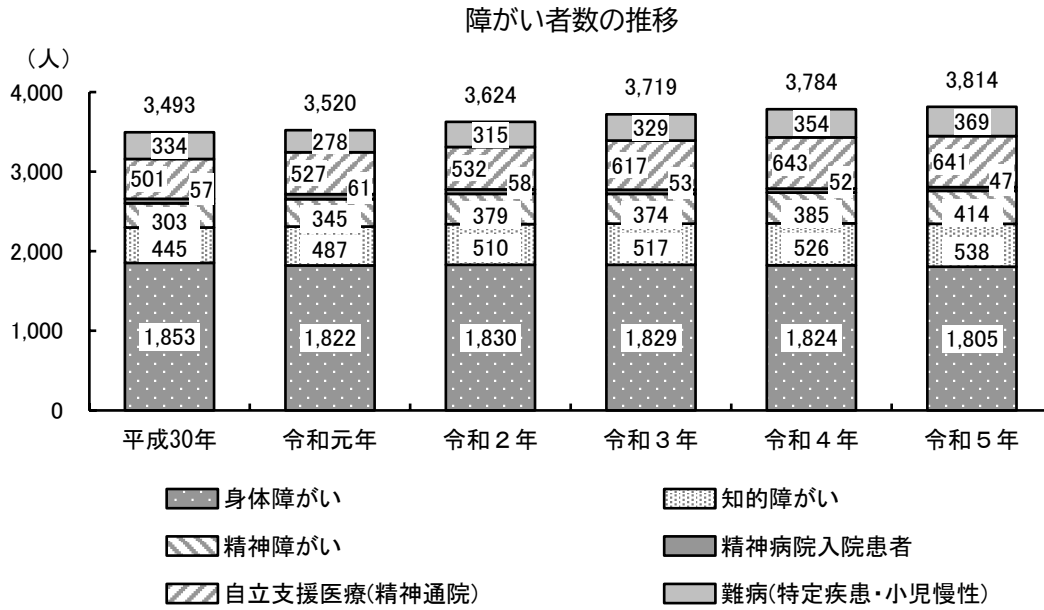
平成30年からの推移をみると、知的障がいのある人、精神障がいのある人と、自立支援医療受給者数(精神通院)は増加傾向がみられます。

障がい者数の推移

単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	46,102	45,818	45,350	44,560	43,696	43,284
身体障がい	1,853	1,822	1,830	1,829	1,824	1,805
総人口比(%)	4.02%	3.98%	4.04%	4.10%	4.17%	4.17%
知的障がい	445	487	510	517	526	538
総人口比(%)	0.97%	1.06%	1.12%	1.16%	1.20%	1.24%
精神障がい	303	345	379	374	385	414
総人口比(%)	0.66%	0.75%	0.84%	0.84%	0.88%	0.96%
精神病院入院患者	57	61	58	53	52	47
総人口比(%)	0.12%	0.13%	0.13%	0.12%	0.12%	0.11%
自立支援医療(精神通院)	501	527	532	617	643	641
総人口比(%)	1.09%	1.15%	1.17%	1.38%	1.47%	1.48%
難病 (特定疾患・小児慢性)	334	278	315	329	354	369
総人口比(%)	0.72%	0.61%	0.69%	0.74%	0.81%	0.85%

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

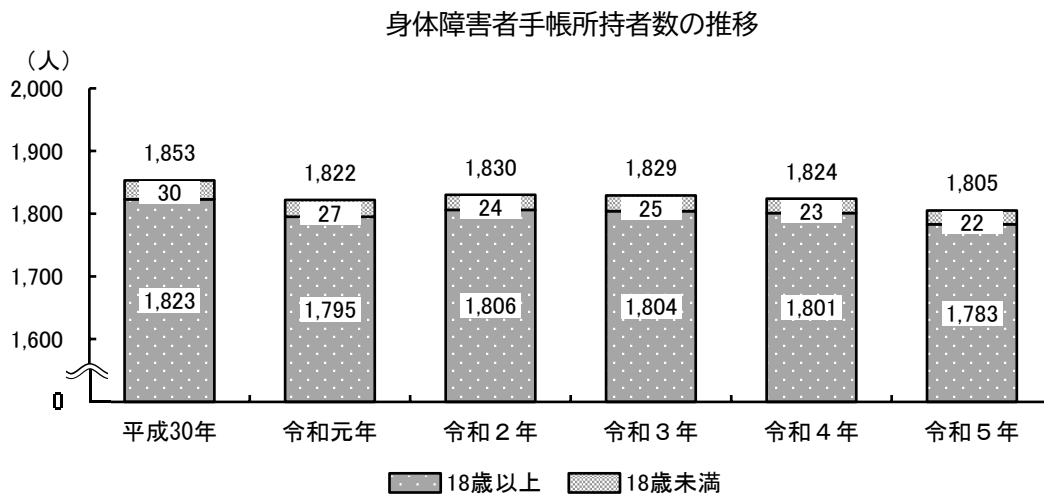


資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

### (3) 身体障がいのある人の状況

#### ① 身体障害者手帳\*所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で1,805人となっており、そのうち18歳未満が22人、18歳以上が1,783人となっています。平成30年以降、わずかに減少傾向となっています。



資料：社会福祉課(各年3月31日現在)



## ② 身体障害者手帳\*所持者数（種別・等級別）

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数について、障がい種別にみると、肢体不自由が916人と、全体の約半数（50.7%）を占め、次いで内部障がいが636人となっています。

また、等級別では1級が651人と、全体の3割以上（36.1%）を占めています。

身体障害者手帳所持者数（種別・等級）

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	36	39	11	5	19	2	112
聴覚・平衡機能障がい	2	20	14	33	1	51	121
音声・言語・ そしゃく機能障がい	0	1	13	6	0	0	20
肢体不自由	190	235	156	199	79	57	916
内部障がい	423	7	90	116	0	0	636
合計	651	302	284	359	99	110	1,805

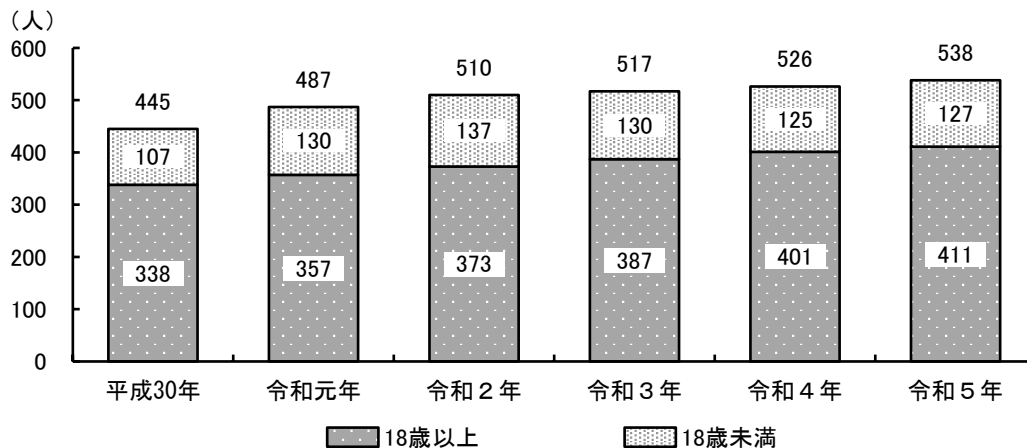
資料：社会福祉課(令和5年3月31日現在)

## （4）知的障がいのある人の状況

### ① 療育手帳\*所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で538人となっており、18歳未満が127人、18歳以上が411人となっています。また、療育手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて93人増加しています。

療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

## ② 療育手帳\*所持者数（障がい程度別）

令和5年3月31日時点の療育手帳所持者数について、障がい程度別にみると、A判定が168人（18歳未満：27人、18歳以上：141人）、B判定が370人（18歳未満：100人、18歳以上：270人）となっています。

療育手帳所持者数（障がい程度別）

単位：人

区分	A	B
18歳未満	27	100
18歳以上	141	270
合計	168	370

資料：社会福祉課(令和5年3月31日現在)

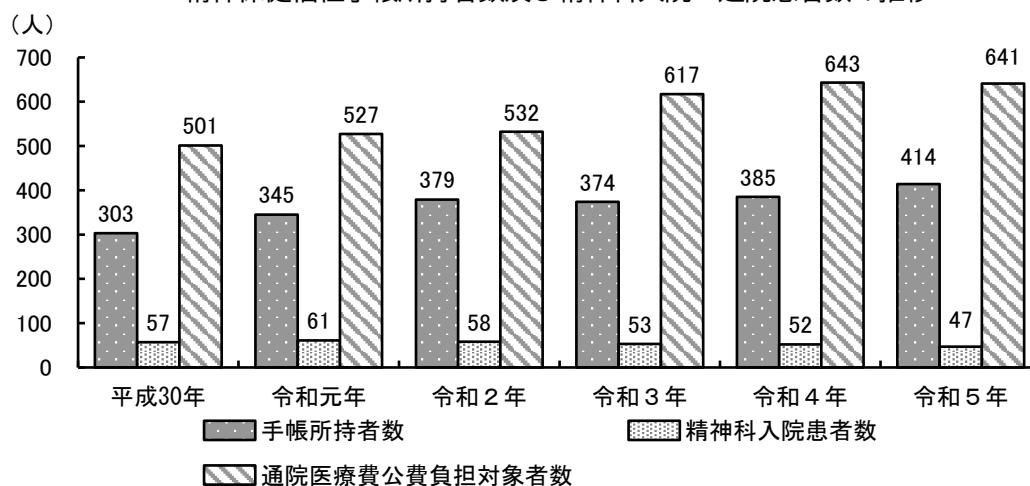
## (5) 精神障がいのある人の状況

## ① 精神障害者保健福祉手帳\*所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移

令和5年3月31日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は414人、精神科入院患者数は47人、通院医療費公費負担対象者数は641人となっています。

令和元年以降、精神科入院患者数は減少傾向にある一方で、通院医療費公費負担対象者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。

精神保健福祉手帳所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移



資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

② 精神障害者保健福祉手帳\*所持者数（等級別）

令和5年3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数について、等級別にみると、1級が33人、2級が283人、3級が98人となっており、2級が全体の7割弱を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

単位：人

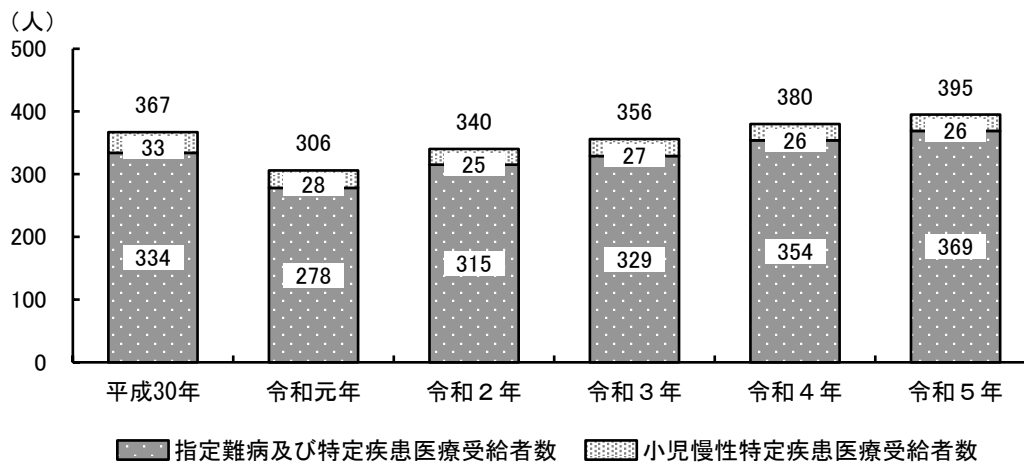
区分	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	33	283	98	414

資料：社会福祉課(令和5年3月31日現在)

(6) 難病\*患者数等の推移

令和5年3月31日現在で、指定難病及び特定疾患医療受給者数は369人、小児慢性特定疾患\*医療受給者数は26人となっています。令和元年以降、指定難病及び特定疾患医療受給者数は増加傾向となっています。

難病患者数等の推移



資料：中部保健所(各年3月31日現在)

## (7) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の推移

令和5年現在、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数は、小学校児童数が285人、中学校生徒数が150人となっています。平成29年以降、小学校児童数、中学校生徒数ともに増減はあるものの、概ね増加傾向がみられます。

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の推移

単位：人

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別な教育的支援を必要とする小学校児童数	139	211	212	219	246	214	285
特別な教育的支援を必要とする中学校生徒数	92	125	90	165	104	101	150

資料：通常の学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

## (8) 障がいのある人の雇用環境

### ① 民間企業における雇用率の推移

市内民間企業の障害者雇用率は、令和4年で3.02%と、平成29年以降、概ね増加傾向となっており、静岡県、国と比較しても高い水準となっています。

また、法定雇用率\*と比較すると、本市は法定雇用率を上回っています。

民間企業における雇用率の推移

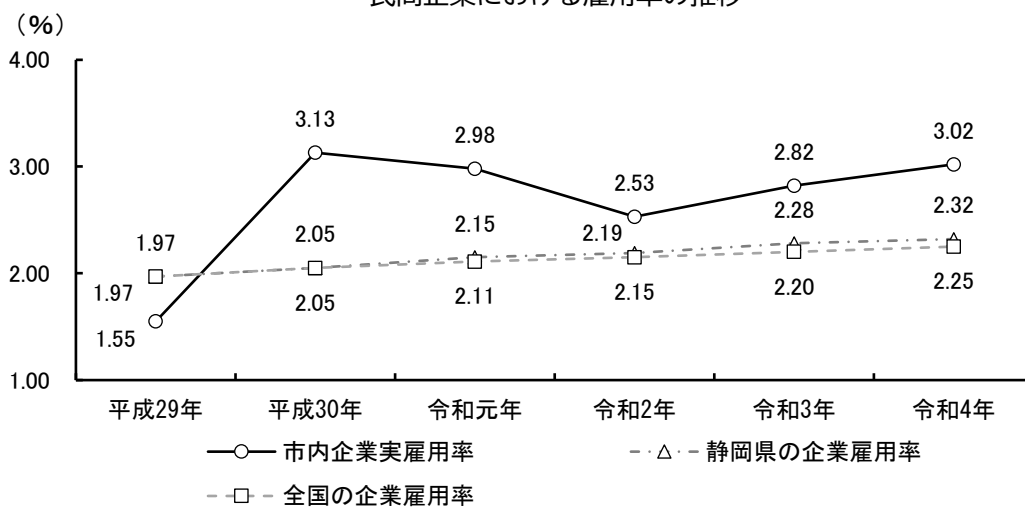
単位：事業所、人、%

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
牧之原市内の企業	対象企業数	29	36	35	39	44	41
	算定基礎労働者数	3,905.0	4,326.0	4,451.0	4,707.0	4,914.5	4,692.5
	雇用障害者数	60.5	135.5	132.5	119.0	138.5	141.5
	実雇用率	1.55	3.13	2.98	2.53	2.82	3.02
	達成企業数	10	13	14	16	14	13
静岡県の企業雇用率	1.97	2.05	2.15	2.19	2.28	2.32	
全国の企業雇用率	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	

資料：静岡労働局調べ

※法定雇用率：令和4年時点では一般民間企業は2.3%（従業員43.5人以上の企業は雇用義務）、国および地方公共団体については2.6%。

民間企業における雇用率の推移



資料：静岡労働局調べ

② 牧之原市役所における雇用率の推移

令和4年6月1日時点の市役所の障害者雇用率は2.97%と、法定雇用率\*（2.6%）を上回っています。

牧之原市役所における雇用率の推移

単位：人

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
職員数	316	316	337	343	337	337
雇用障害者数	9	8	10	11	10	10
実雇用率	2.85%	2.53%	2.97%	3.21%	2.97%	2.97%

資料：社会福祉課（各年6月1日現在）

## (9) 障がいのある人の施設等

### ① 市内の障がい者施設の状況

令和6年1月1日現在の市内の障がい者施設は、下記のとおりです。

市内の障がい者施設の状況

単位：人

区分	施設名	所在地	定員
施設入所支援	やまばと希望寮	坂部 2151-2	30
グループホーム	わかば	坂部 2152-7	10
	もくれん	坂部 5623-1	10
	こづつみ寮	大沢 148-4	7
	第二こづつみ寮	大沢 5-15	7
	たんぼぼ	坂部 3560-2	6
生活介護	ケアセンター花もも	坂口 2771-1	20
	つくしホーム	相良 240-1	25
児童発達支援	つくしの家	相良 240-1	40
	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
就労継続支援A型	センドラン静岡	細江 198-12	40
	ミライ相良	菅ヶ谷 232-1	20
就労継続支援B型	ワークセンターやまばと	坂部 394-2	20
	こづつみ作業所	波津 1690-1	20
	第2こづつみ作業所	大沢 5-10	30
	らしく	菅ヶ谷 219-1	20
	あじさい	細江 701-4	20
	サポートセンターみつばち	細江 2495	20
	ヨンワ	坂部 604-3	20
	みのり	細江 2096-6	20
	EMICLE 牧之原	静波 1699-225	20
	一如	静波 2220-5	20
就労継続支援事業所ひこうき雲	坂部 2454-3	20	
放課後等デイサービス	おれんじ坂口	坂口 633-2	10
	スマイル相良	片浜 1216-1 3F カタヨウワナホ	10
	リカバリーまきのはら	静波 4439-2	10
	スマイル榛原	細江 352-1	10
	多機能型事業所いろいろ	菅ヶ谷 169-2	20
	スマイルNEXT	細江 1041-1	10
	多機能型事業所にこっと	勝俣 1926-1	10
地域活動支援センター	はぐるま	細江 701-4	15

資料：社会福祉課(令和6年1月1日現在)

## ② 市内で活動するボランティア\*団体の状況

令和5年3月31日現在の市内で活動するボランティア団体等は下記のとおりです。

市内で活動するボランティア団体の状況

単位：人

項目	活動概要	会員数
音訳サークルやまびこ	視覚障がいのある人向けに市の広報紙をテープ・CDに吹き込む活動	1
手話サークル・フレンド	手話を覚える、ろうあ者との交流	14
作業ボランティア部	障がい者施設での作業の手伝い	3
介助部	障がい者施設での散歩のボランティア	2

資料：社会福祉協議会(令和5年3月31日現在)

## 2 アンケート調査結果から見た現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

平成30年3月に策定した「牧之原市第3次障がい者計画」の改定を進めるにあたり、現状に即した計画を策定するとともに、新しい計画に市民の意見を反映させるため、本調査を実施しました。

#### ② 調査対象

障害者手帳所持者：市内在住の身体障害者手帳\*、療育手帳\*、精神障害者保健福祉手帳\*所持者1,000人

一般市民：市内在住の18歳以上の男女（住民基本台帳から無作為抽出）1,000人

#### ③ 調査期間

令和4年11月25日～令和4年12月16日

#### ④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者手帳所持者	1,000 通	570 通	57.0%
一般市民	1,000 通	449 通	44.9%



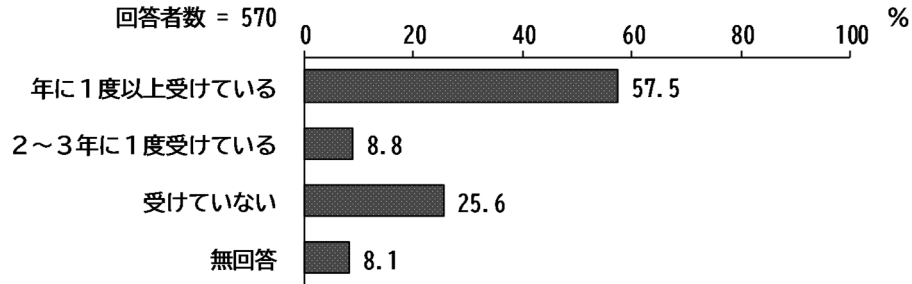
## (2) 調査の結果

### (2) - 1 障害者手帳所持者調査

#### ① あなたの健康状態などについて

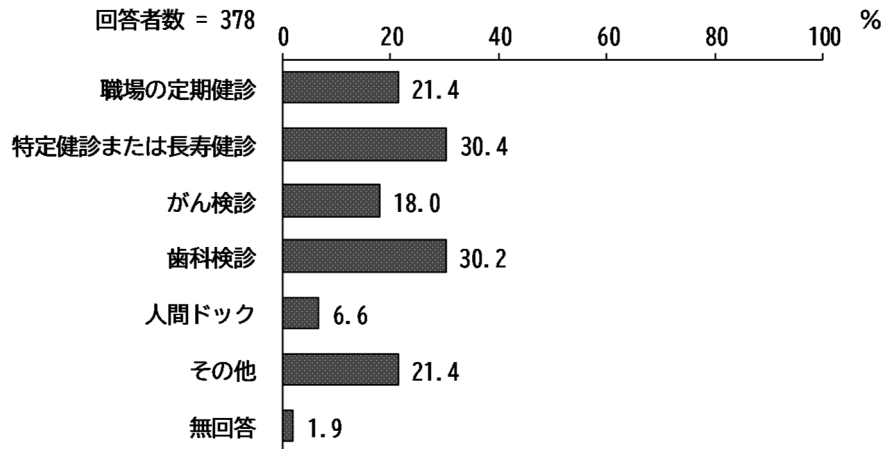
##### ア 健康診断やがん検診、歯科検診の受診歴

「年に1度以上受けている」の割合が57.5%と最も高く、次いで「受けていない」の割合が25.6%となっています。



##### イ 受けている健診内容

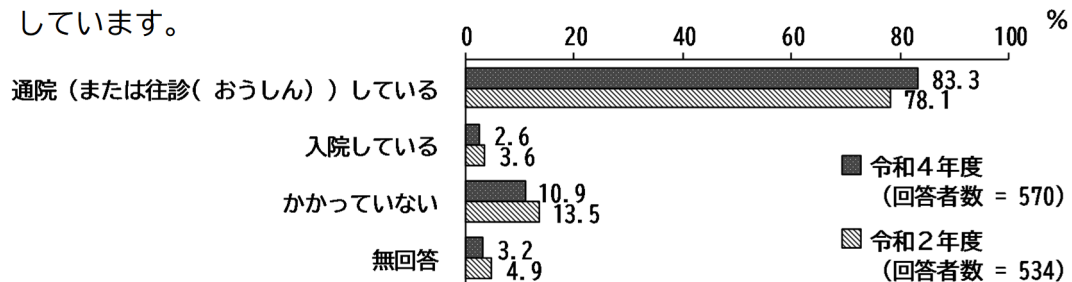
「特定健診または長寿健診」の割合が30.4%と最も高く、次いで「歯科検診」の割合が30.2%、「職場の定期健診」の割合が21.4%となっています。



##### ウ 現在の医療機関（病院や診療所）へ受診の有無

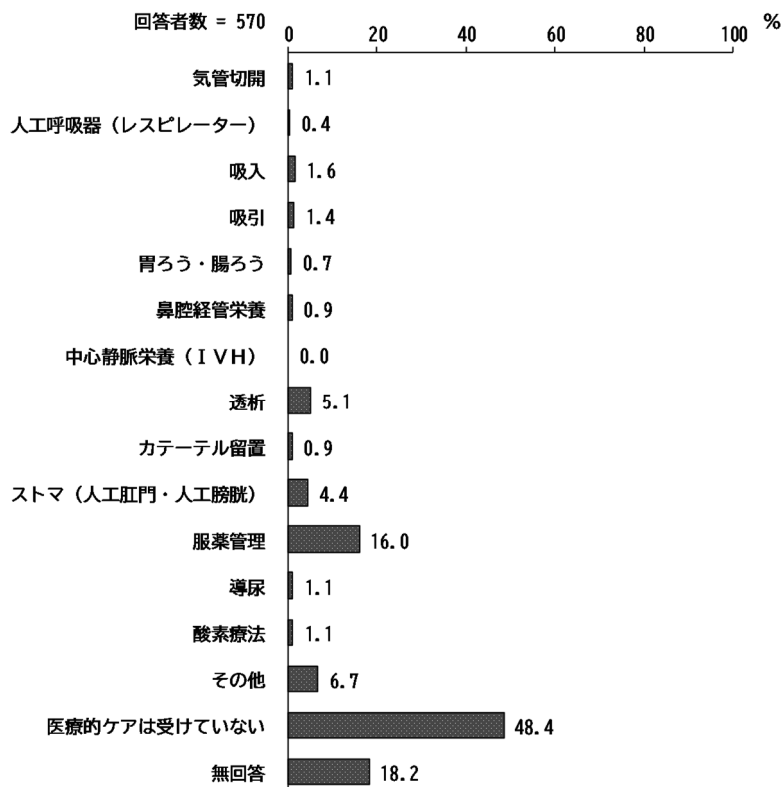
「通院（または往診(おうしん)) している」の割合が83.3%と最も高く、次いで「かかっていない」の割合が10.9%となっています。

令和2年度と比較すると、「通院（または往診(おうしん)) している」の割合が増加しています。



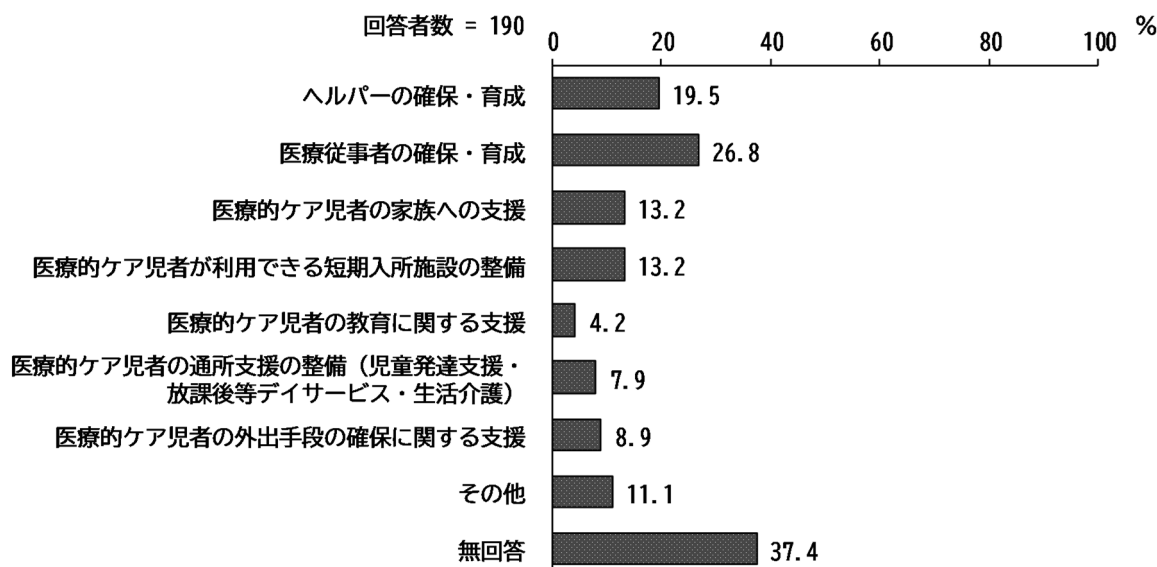
## エ 受けている医療的ケア\*

「医療的ケアは受けていない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「服薬管理」の割合が16.0%となっています。



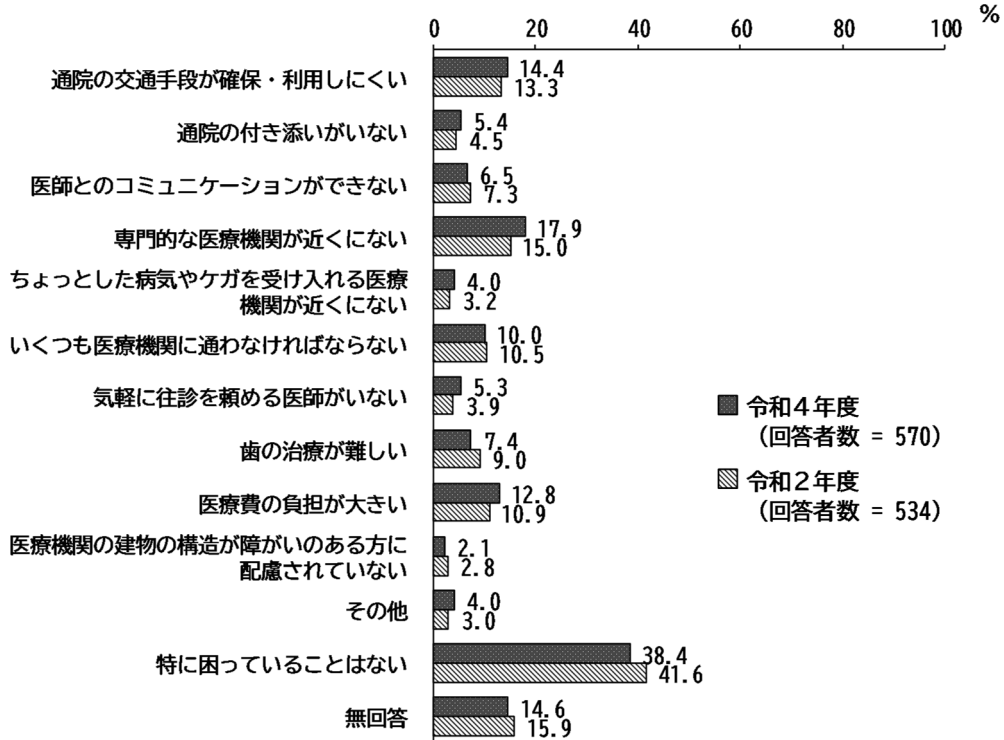
## オ 医療的ケア\*における必要な支援

「医療従事者の確保・育成」の割合が26.8%と最も高く、次いで「ヘルパーの確保・育成」の割合が19.5%、「医療的ケア児者の家族への支援」、「医療的ケア児者が利用できる短期入所施設の整備」の割合が13.2%となっています。



## カ 医療のことで困っている点

「特に困っていることはない」の割合が38.4%と最も高く、次いで「専門的な医療機関が近くにない」の割合が17.9%、「通院の交通手段が確保・利用しにくい」の割合が14.4%となっています。

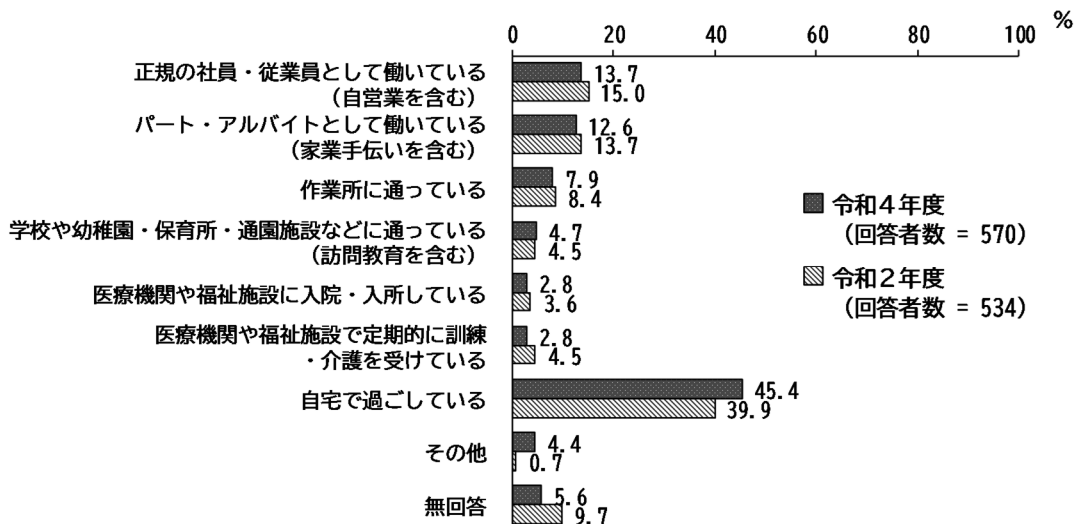


## ② あなたの就労・就学状況などについて

### ア 平日の日中の過ごし方

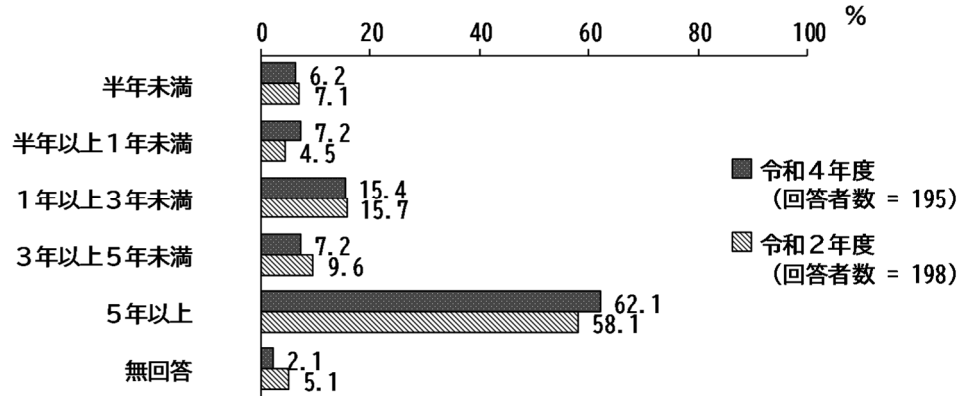
「自宅で過ごしている」の割合が45.4%と最も高く、次いで「正規の社員・従業員として働いている（自営業を含む）」の割合が13.7%、「パート・アルバイトとして働いている（家業手伝いを含む）」の割合が12.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「自宅で過ごしている」の割合が増加しています。



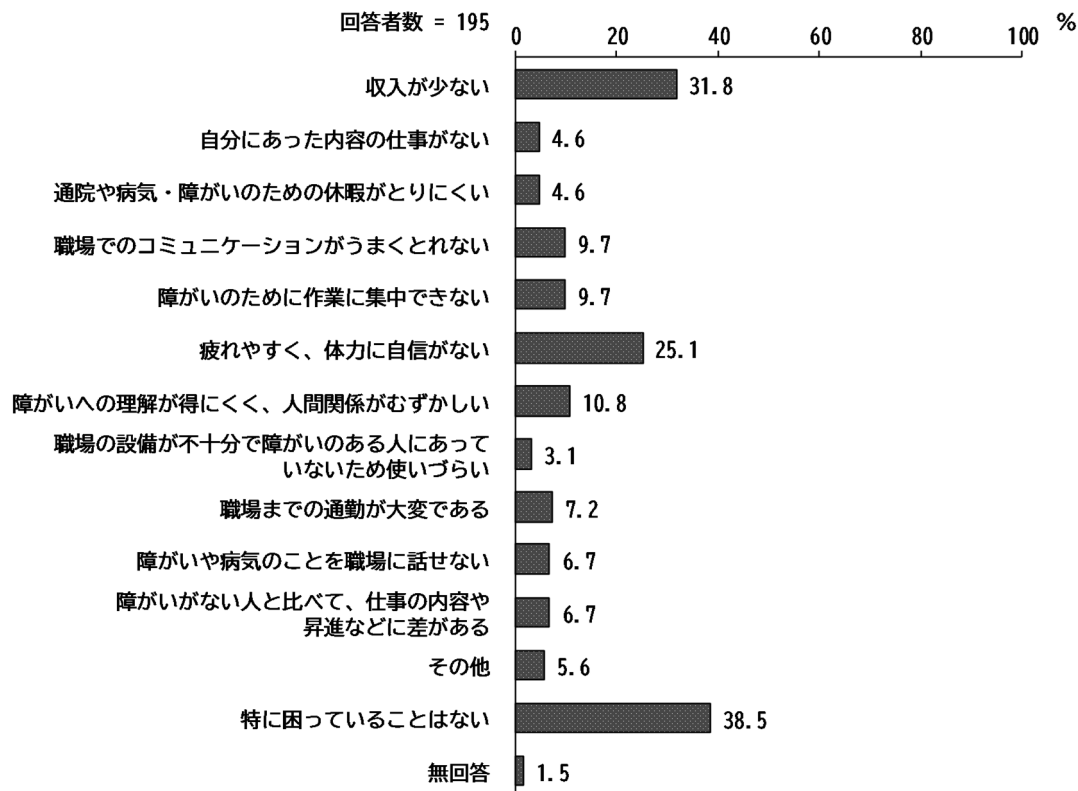
## イ 現在の職場での就労期間

「5年以上」の割合が62.1%と最も高く、次いで「1年以上3年未満」の割合が15.4%となっています。



## ウ 仕事の悩みや困っていること

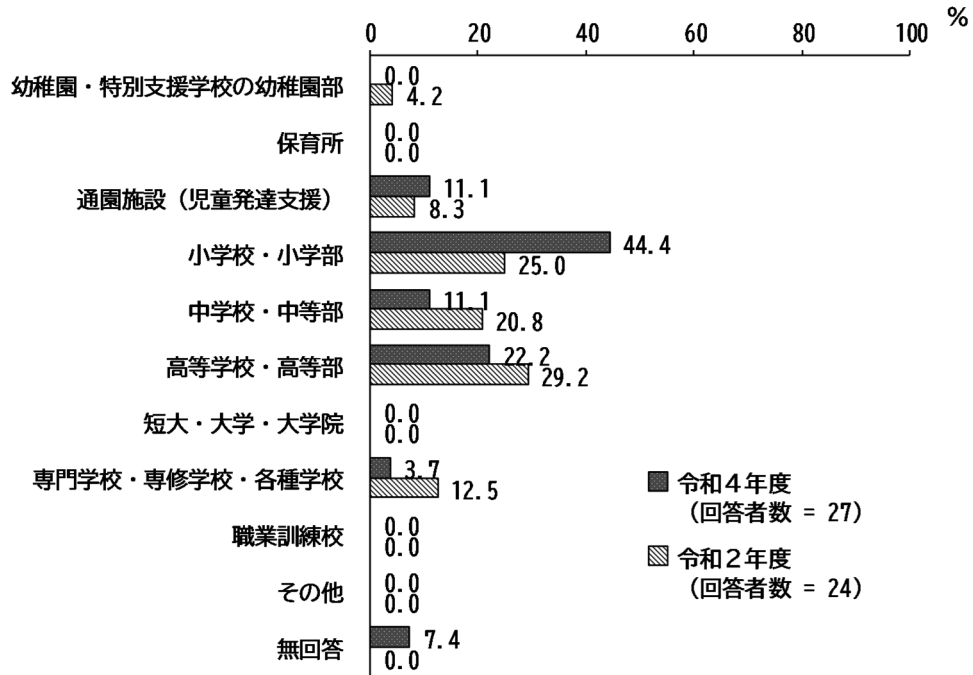
「特に困っていることはない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「収入が少ない」の割合が31.8%、「疲れやすく、体力に自信がない」の割合が25.1%となっています。



## エ 通園・通学先・訪問教育機関

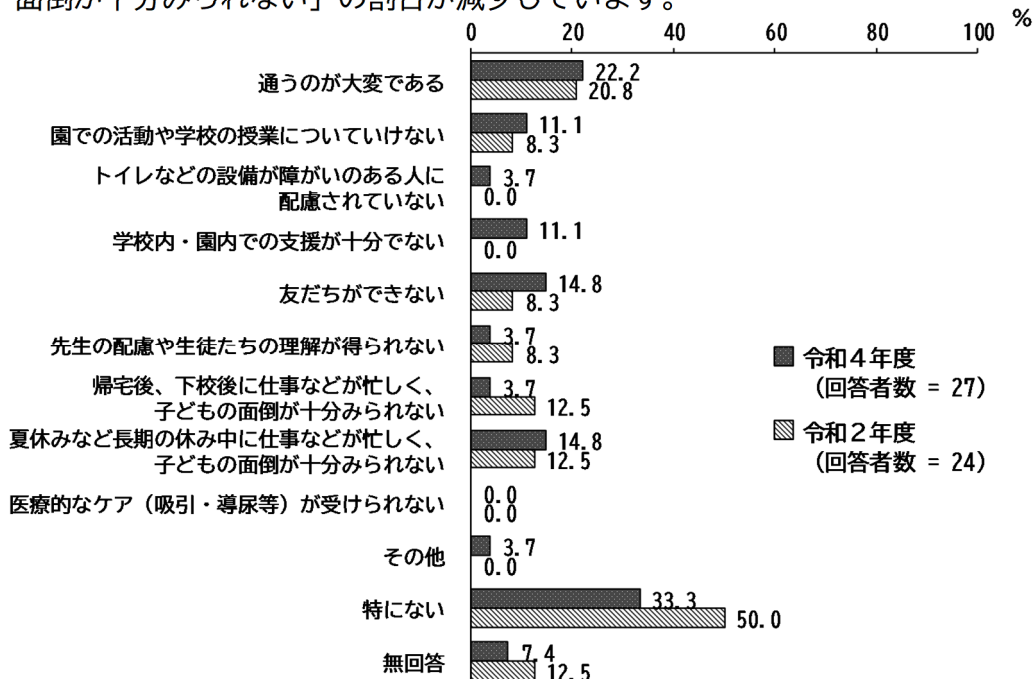
「小学校・小学部」の割合が44.4%と最も高く、次いで「高等学校・高等部」の割合が22.2%、「通園施設（児童発達支援）」、「中学校・中等部」の割合が11.1%となっています。

令和2年度と比較すると、「小学校・小学部」の割合が増加しています。一方、「中学校・中等部」「専門学校・専修学校・各種学校」の割合が減少しています。



## オ 通園・通学で特に困っていること

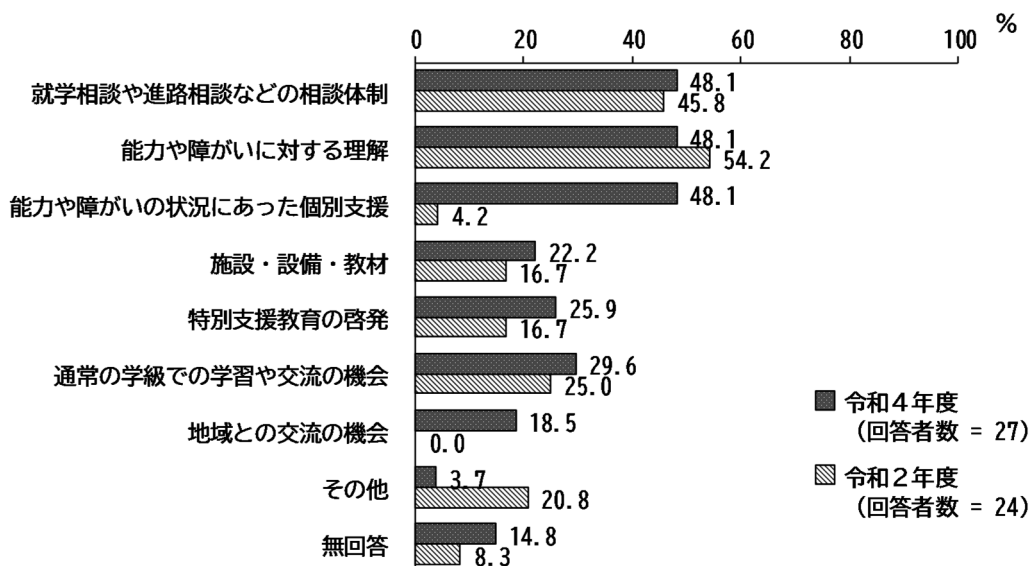
令和2年度と比較すると、「学校内・園内での支援が十分でない」「友だちができない」の割合が増加しています。一方、「帰宅後、下校後に仕事などが忙しく、子どもの面倒が十分みられない」の割合が減少しています。



## カ 通園・通学先に充実を望むこと

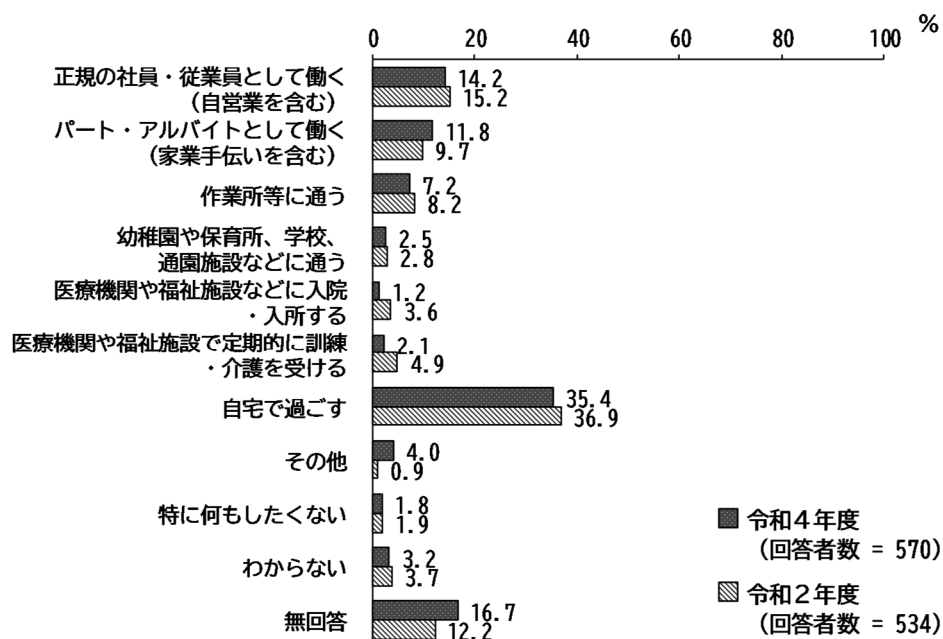
「就学相談や進路相談などの相談体制」、「能力や障がいに対する理解」、「能力や障がいの状況にあった個別支援」の割合が48.1%と最も高くなっています。

令和2年度と比較すると、「能力や障がいの状況にあった個別支援」「地域との交流の機会」の割合が増加しています。一方、「能力や障がいに対する理解」の割合が減少しています。



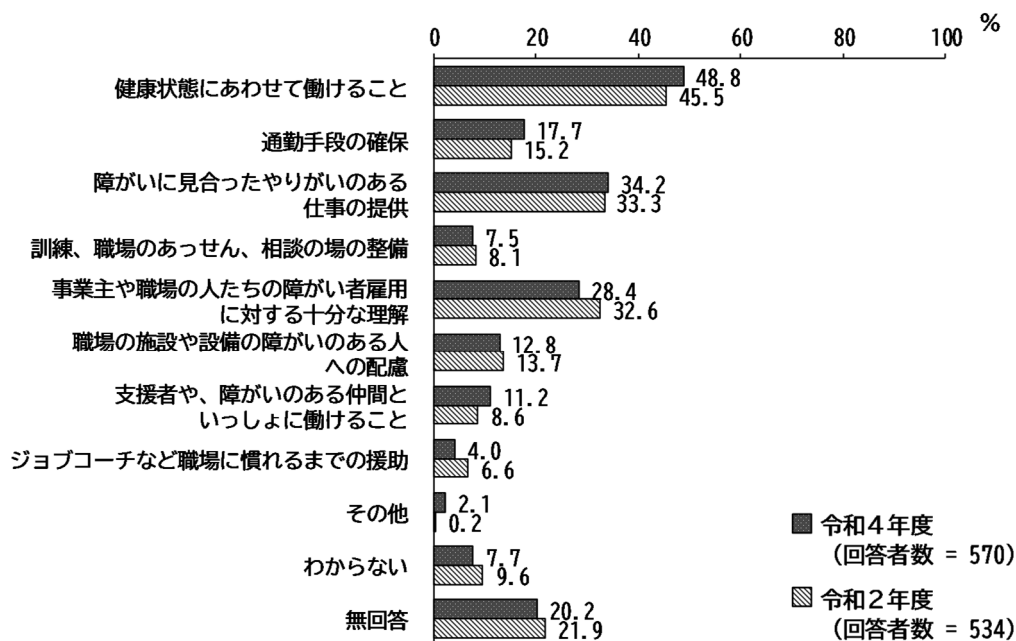
## キ 今後、平日の日中の過ごし方

「自宅で過ごす」の割合が35.4%と最も高く、次いで「正規の社員・従業員として働く（自営業を含む）」の割合が14.2%、「パート・アルバイトとして働く（家業手伝いを含む）」の割合が11.8%、「作業所等に通う」の割合が7.2%となっています。



## ク 障がいのある人が働くために必要なこと

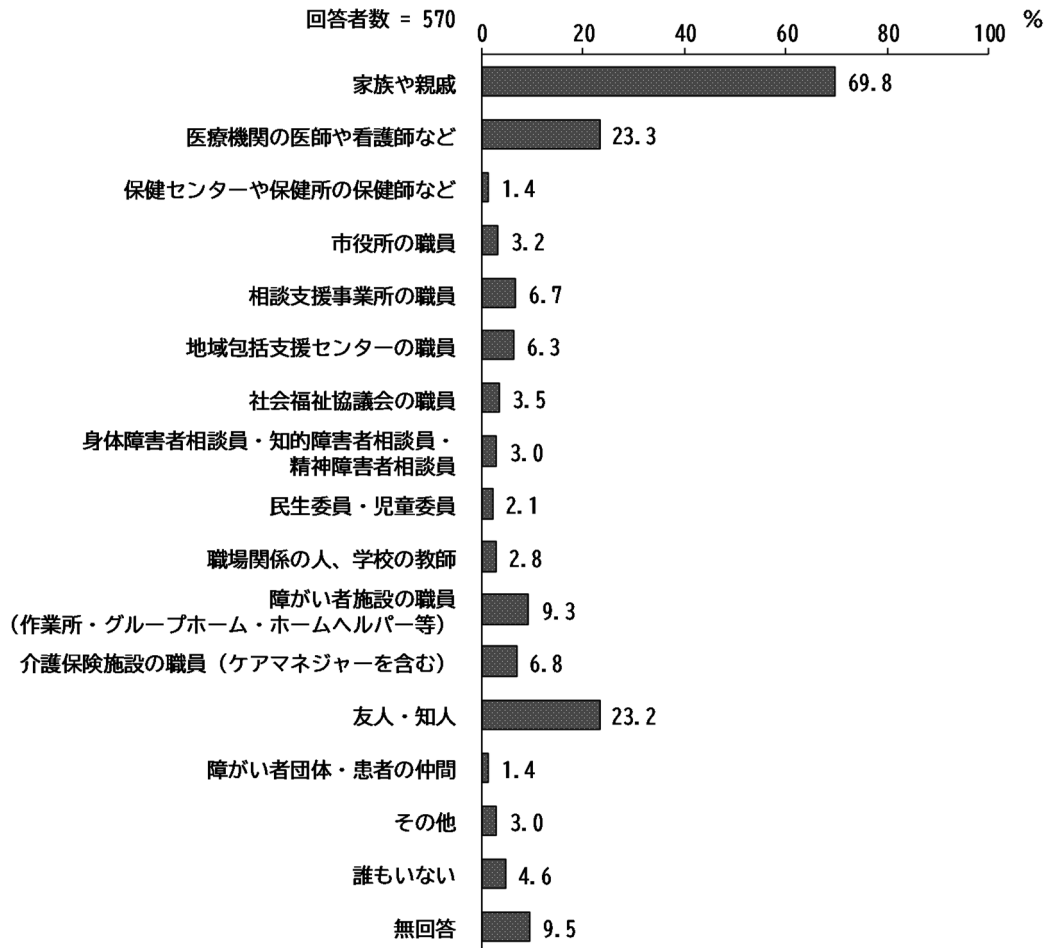
「健康状態にあわせて働けること」の割合が48.8%と最も高く、次いで「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」の割合が34.2%、「事業主や職場の人たちの障害者雇用に対する十分な理解」の割合が28.4%となっています。



## ③ 相談ごとや情報の入手について

## ア 悩みごとや心配ごとを相談できる人の有無

「家族や親戚」の割合が69.8%と最も高く、次いで「医療機関の医師や看護師など」の割合が23.3%、「友人・知人」の割合が23.2%となっています。

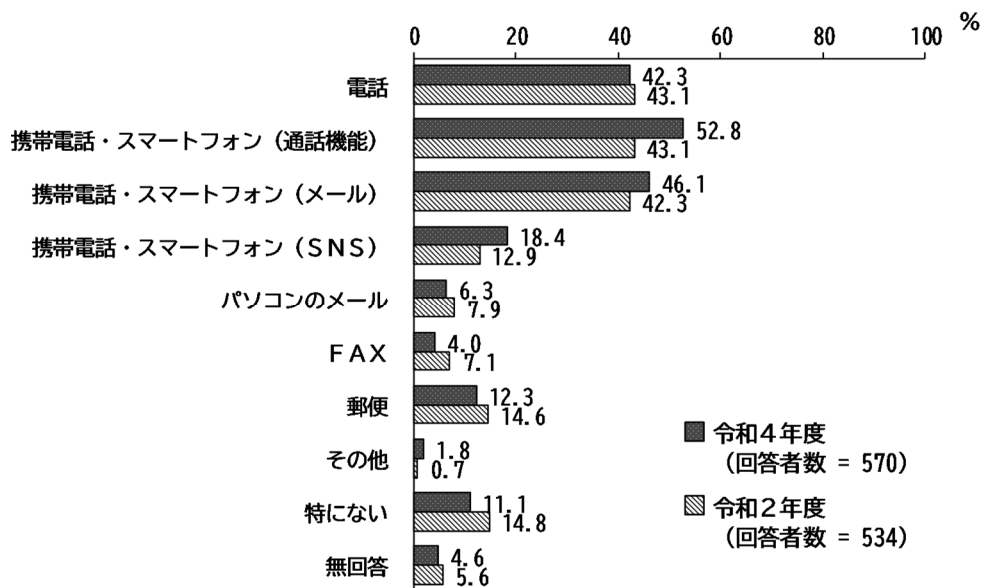




## イ 普段使っている通信手段

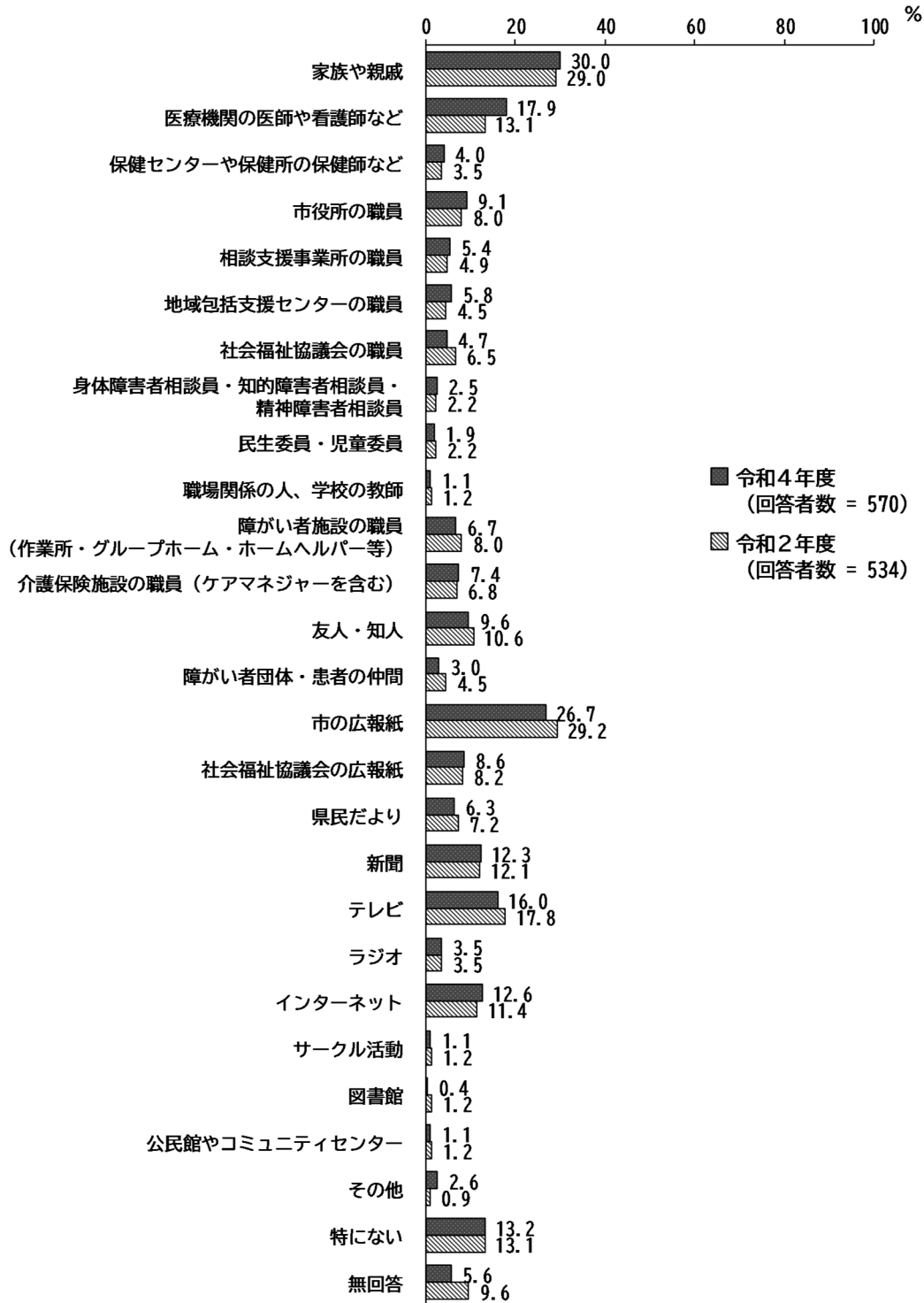
「携帯電話・スマートフォン（通話機能）」の割合が52.8%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン（メール）」の割合が46.1%、「電話」の割合が42.3%となっています。

令和2年度と比較すると、「携帯電話・スマートフォン（通話機能）」「携帯電話・スマートフォン（SNS）」の割合が増加しています。



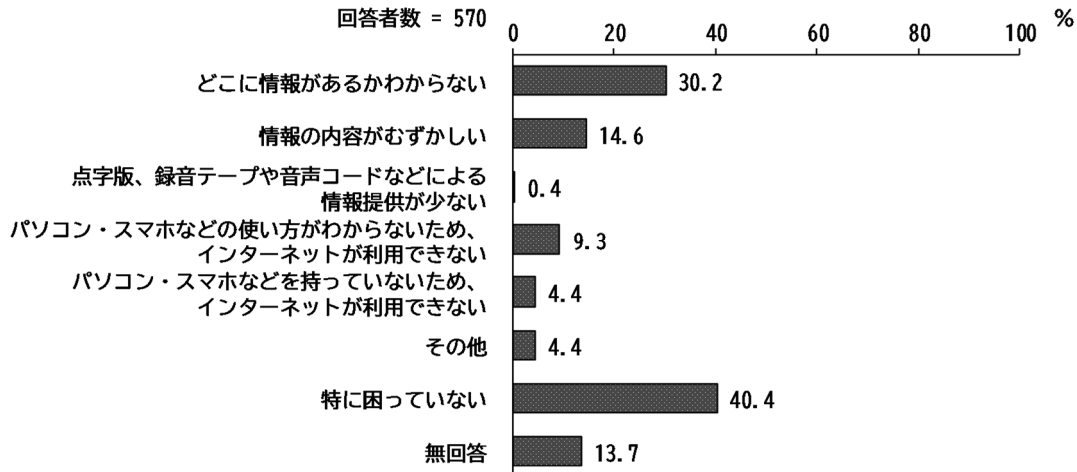
### ウ 行政サービスや福祉の情報入手先

「家族や親戚」の割合が30.0%と最も高く、次いで「市の広報紙」の割合が26.7%、「医療機関の医師や看護師など」の割合が17.9%となっています。



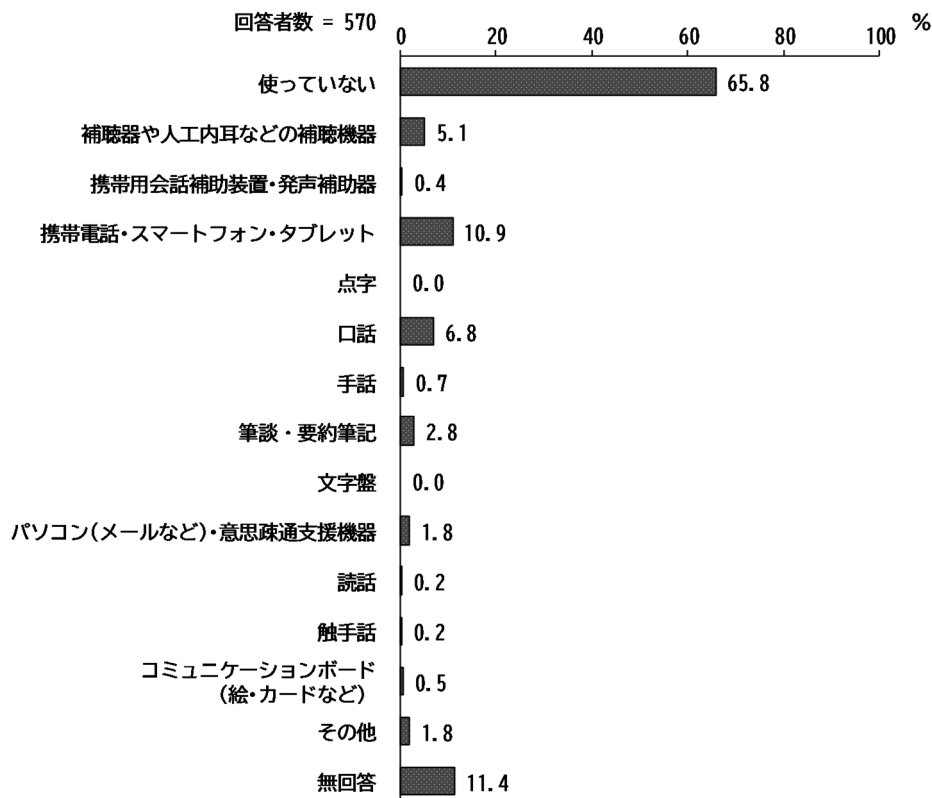
## エ 福祉に関する情報の入手について困っていること

「特に困っていない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「どこに情報があるかわからない」の割合が30.2%、「情報の内容がむずかしい」の割合が14.6%となっています。



## オ 意思の伝達を図る特別な技術や用具の使用有無

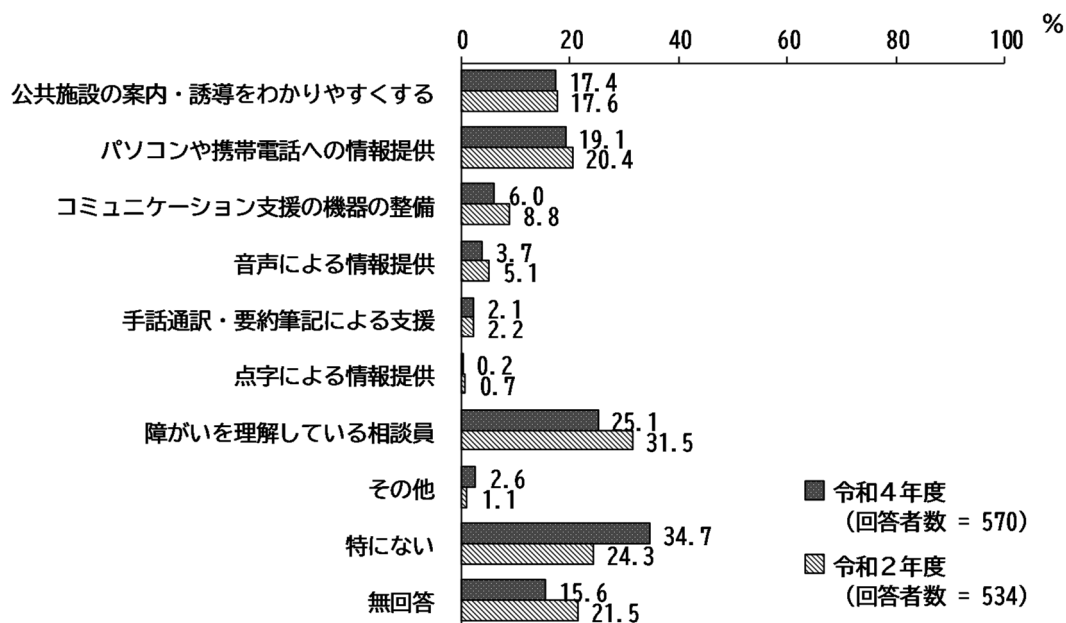
「使っていない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン・タブレット」の割合が10.9%となっています。



## カ コミュニケーションや情報取得のために充実を望むこと

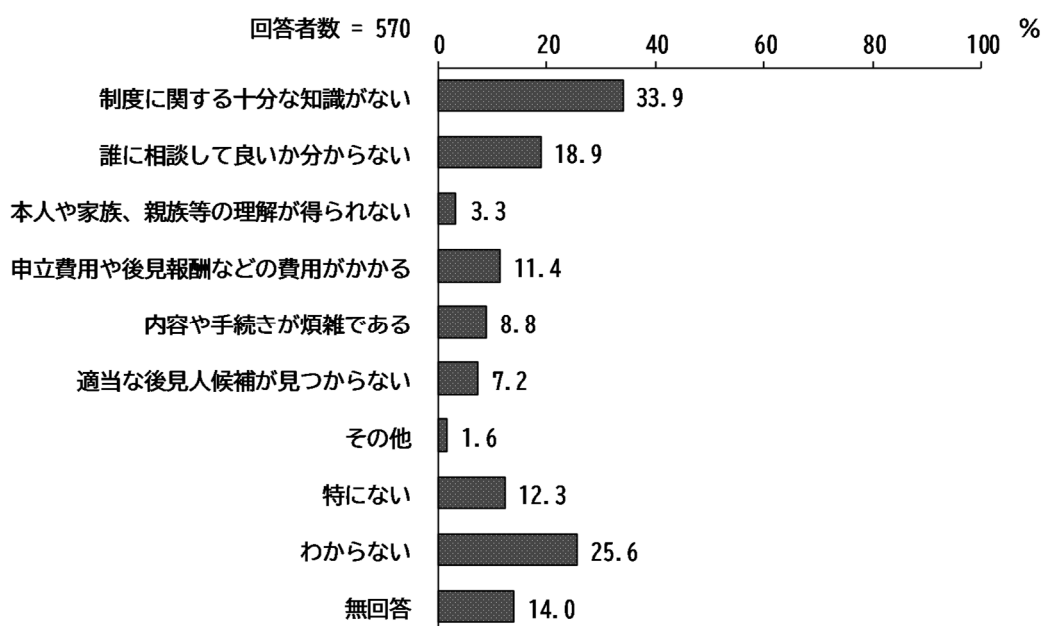
「特にない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「障がいを理解している相談員」の割合が25.1%、「パソコンや携帯電話への情報提供」の割合が19.1%となっています。

令和2年度と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「障がいを理解している相談員」の割合が減少しています。



## キ 成年後見制度\*の利用促進に向けての課題

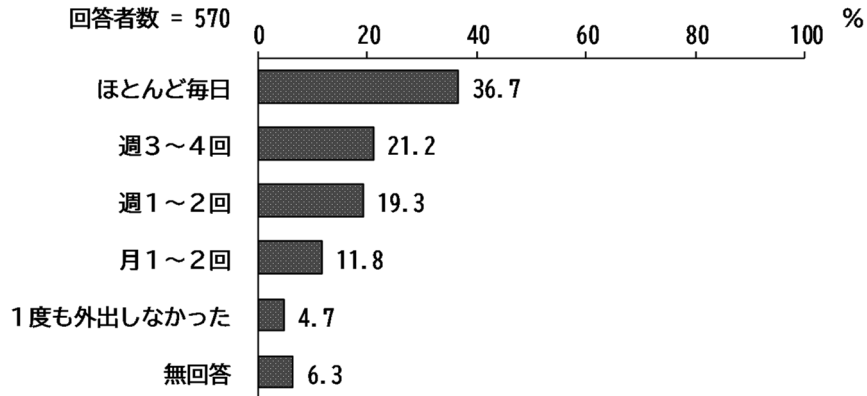
「制度に関する十分な知識がない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が25.6%、「誰に相談して良いか分からない」の割合が18.9%となっています。



④ あなたの外出の状況について

ア 過去1か月間の外出頻度

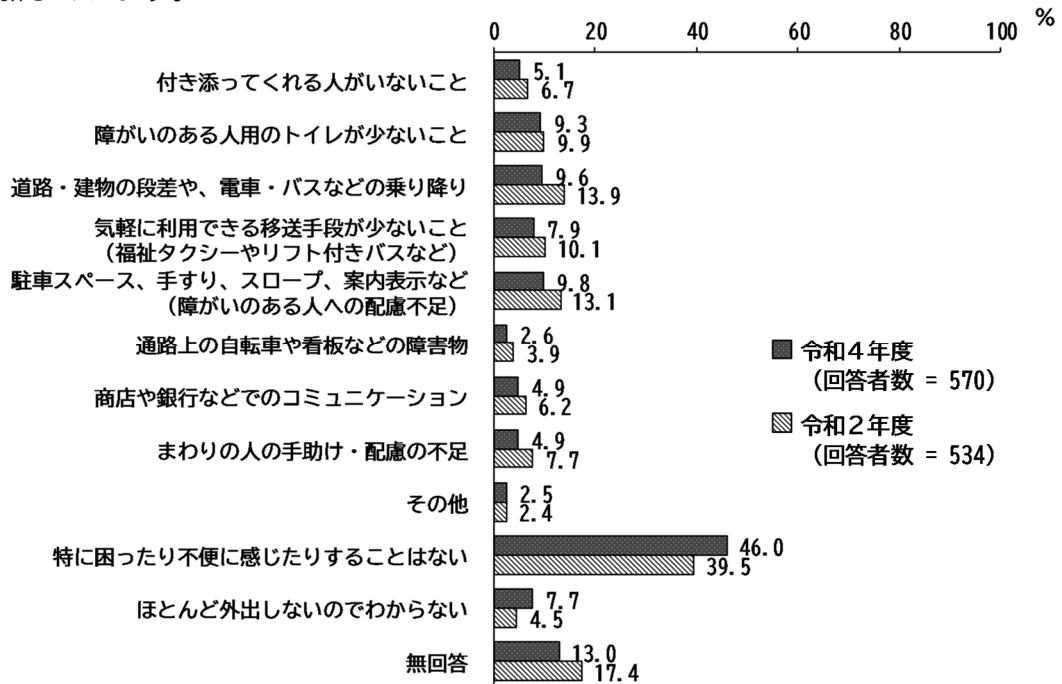
「ほとんど毎日」の割合が36.7%と最も高く、次いで「週3～4回」の割合が21.2%、「週1～2回」の割合が19.3%となっています。



イ 外出で困ったり、不便に感じること

「駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など(障がいのある人への配慮不足)」の割合が9.8%と最も高くなっています。

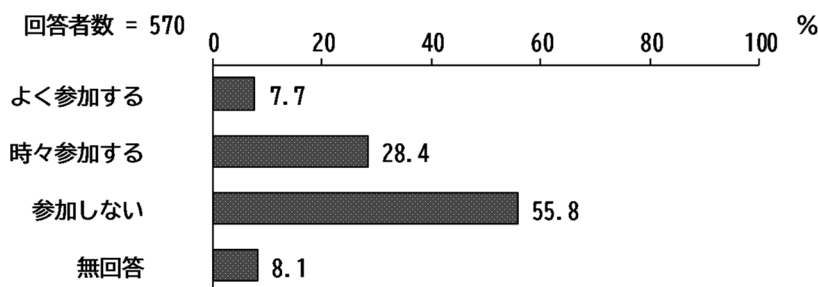
令和2年度と比較すると、「特に困ったり不便に感じたりすることはない」の割合が増加しています。



## ⑤ あなたの地域とのかかわりについて

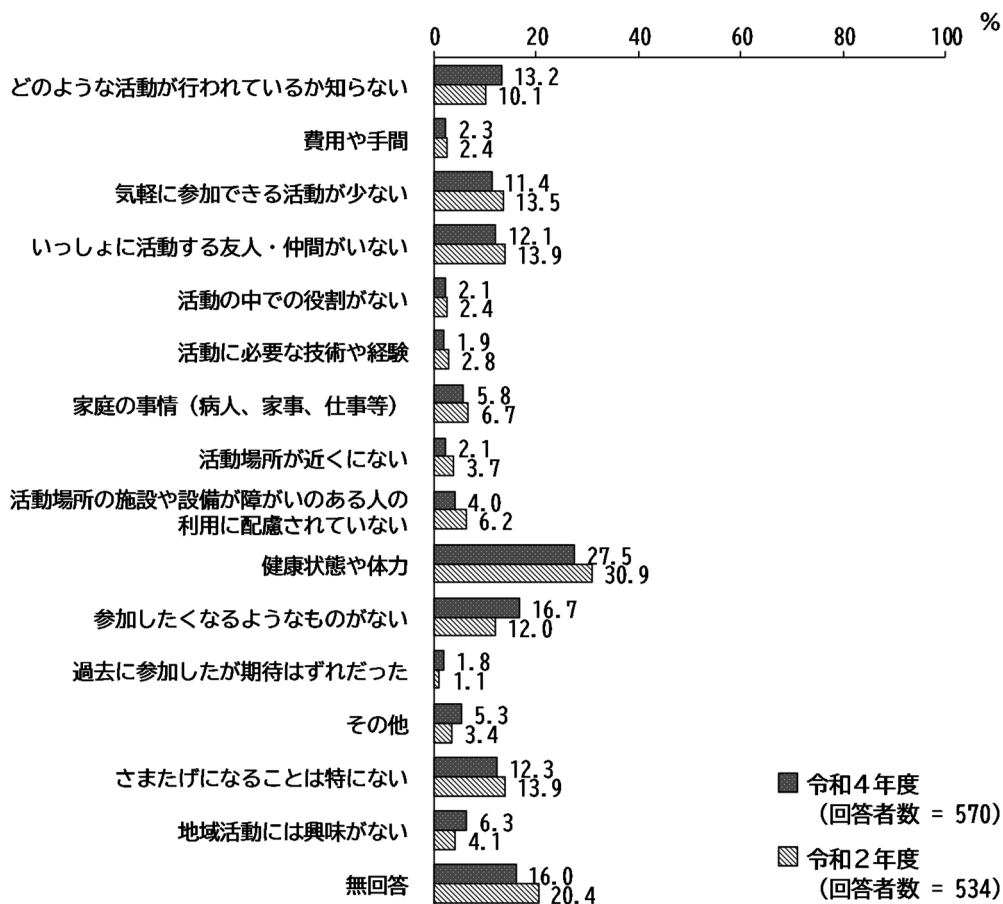
## ア 地域社会での活動参加の有無

「参加しない」の割合が55.8%と最も高く、次いで「時々参加する」の割合が28.4%となっています。



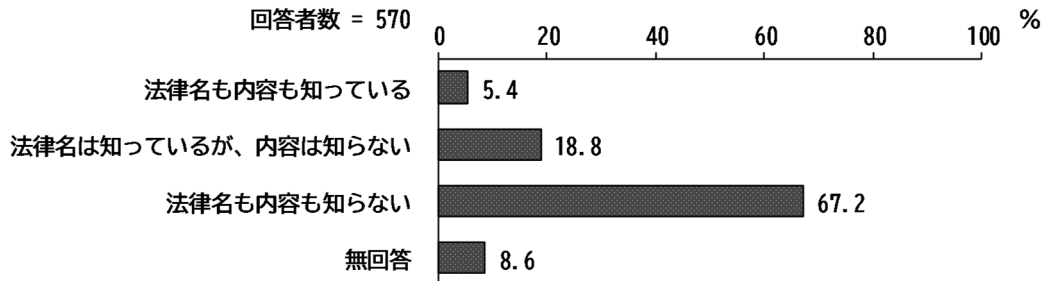
## イ 地域活動に参加する際にさまたげとなること

「健康状態や体力」の割合が27.5%と最も高く、次いで「参加したくなるようなものがない」の割合が16.7%、「どのような活動が行われているか知らない」の割合が13.2%となっています。



### ウ 「障害者差別解消法\*」の認知度

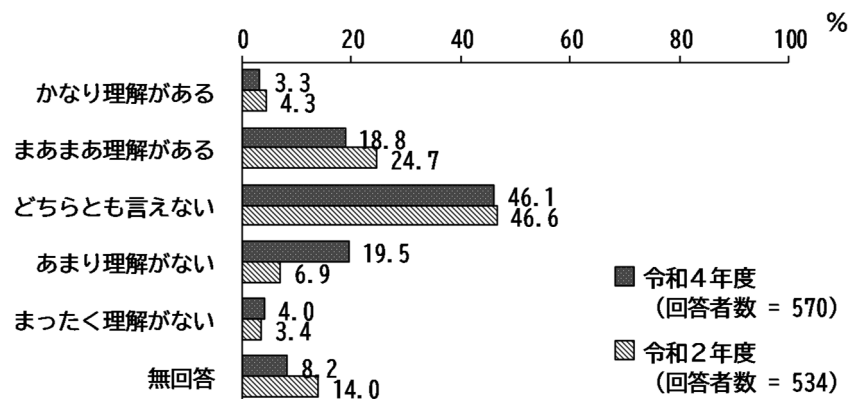
「法律名も内容も知らない」の割合が67.2%と最も高く、次いで「法律名は知っているが、内容は知らない」の割合が18.8%となっています。



### エ 障がいのある人に対する市民の理解度

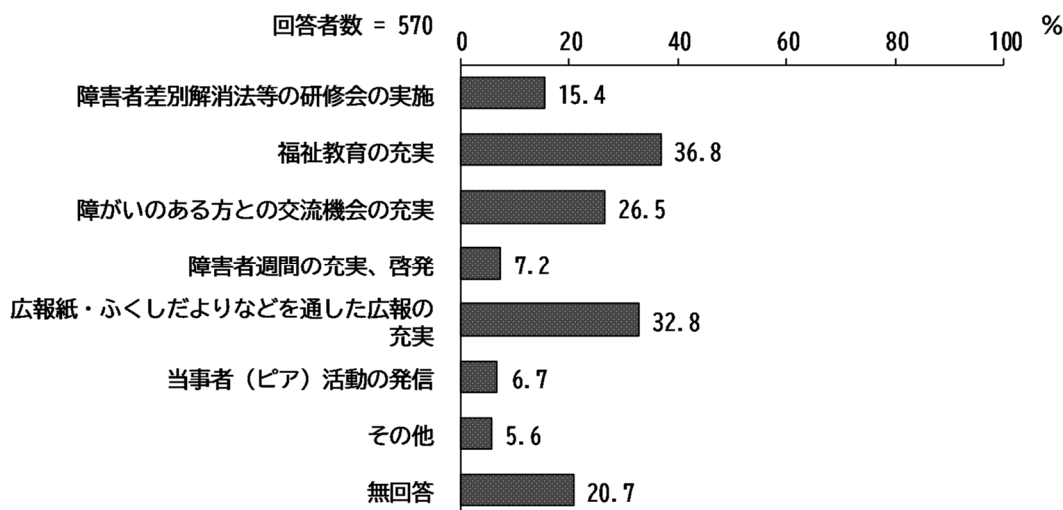
「どちらとも言えない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「あまり理解がない」の割合が19.5%、「まあまあ理解がある」の割合が18.8%となっています。

令和2年度と比較すると、「あまり理解がない」の割合が増加しています。一方、「まあまあ理解がある」の割合が減少しています。



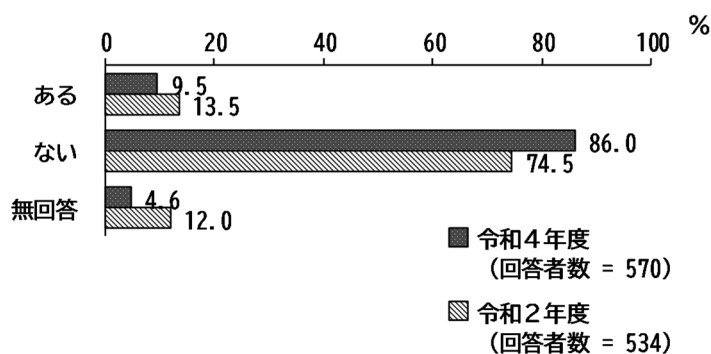
### オ 障がいのある人に対する理解が進むための重要な活動

「福祉教育の充実」の割合が36.8%と最も高く、次いで「広報紙・ふくしだよりなどを通じた広報の充実」の割合が32.8%、「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が26.5%となっています。



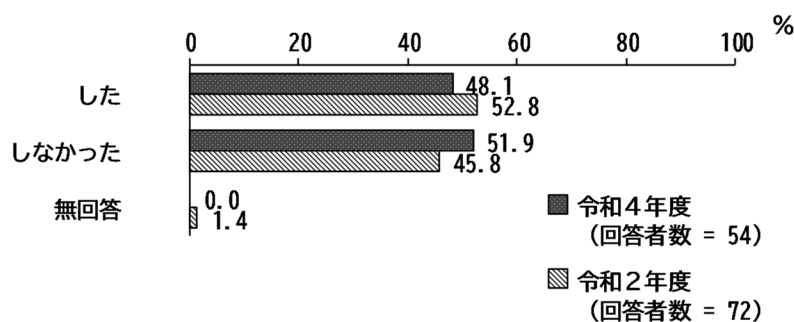
### カ 生活をしている中で差別や虐待を受けたかの有無

「ある」の割合が9.5%、「ない」の割合が86.0%となっています。  
令和2年度と比較すると、「ない」の割合が増加しています。



### キ 差別や虐待を受けたことを相談したかの有無

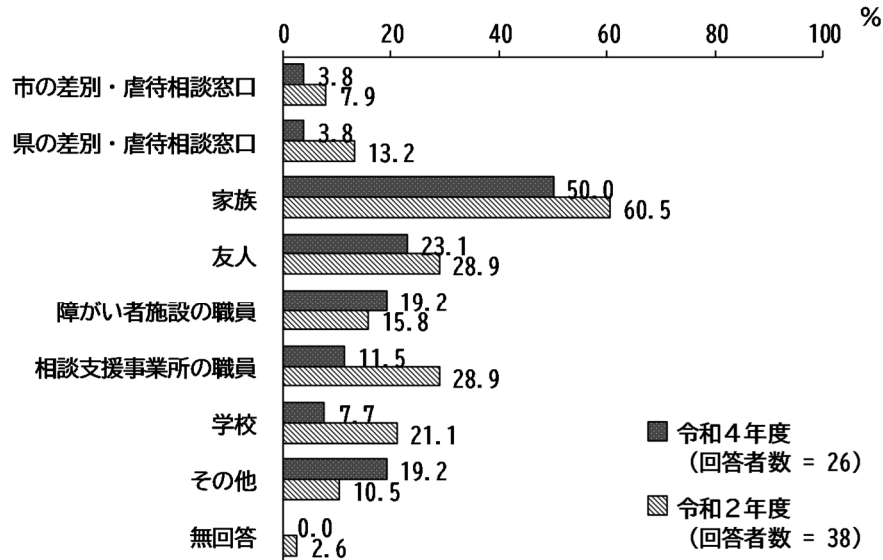
「した」の割合が48.1%、「しなかった」の割合が51.9%となっています。  
令和2年度と比較すると、「しなかった」の割合が増加しています。





## ク 相談先

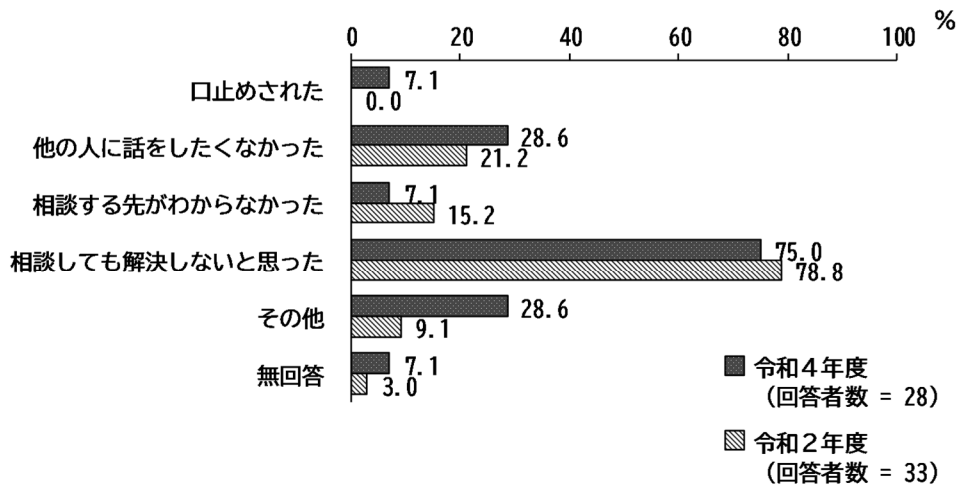
令和2年度と比較すると、「県の差別・虐待相談窓口」「家族」「相談支援事業所\*の職員」の割合が減少しています。



## ケ 相談しなかった理由

「相談しても解決しないと思った」の割合が75.0%と最も高く、次いで「他の人に話をしたくなかった」の割合が28.6%となっています。

令和2年度と比較すると、「口止めされた」「他の人に話をしたくなかった」の割合が増加しています。一方、「相談する先がわからなかった」の割合が減少しています。

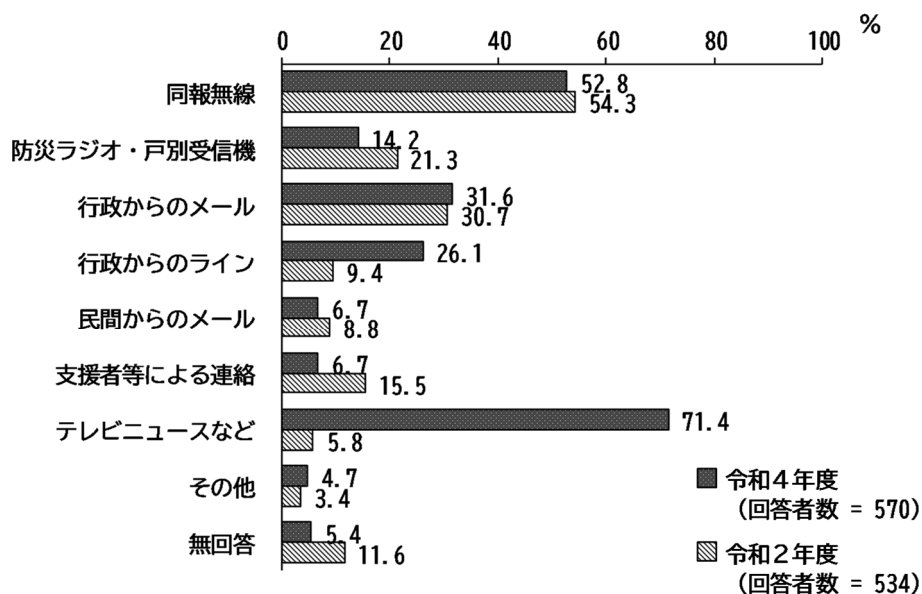


## ⑥ 地震や台風などの災害時のことについて

### ア 災害時の認知手段

「テレビニュースなど」の割合が71.4%と最も高く、次いで「同報無線」の割合が52.8%、「行政からのメール」の割合が31.6%となっています。

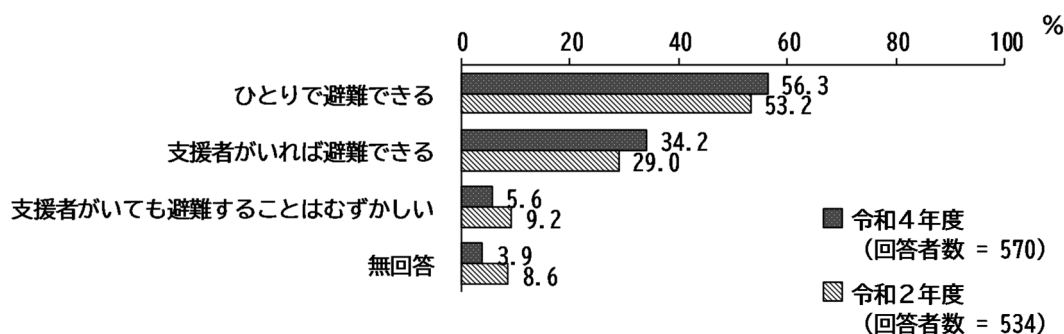
令和2年度と比較すると、「行政からのライン」「テレビニュースなど」の割合が増加しています。一方、「支援者等による連絡」の割合が減少しています。



### イ 災害時にひとりで避難できるか

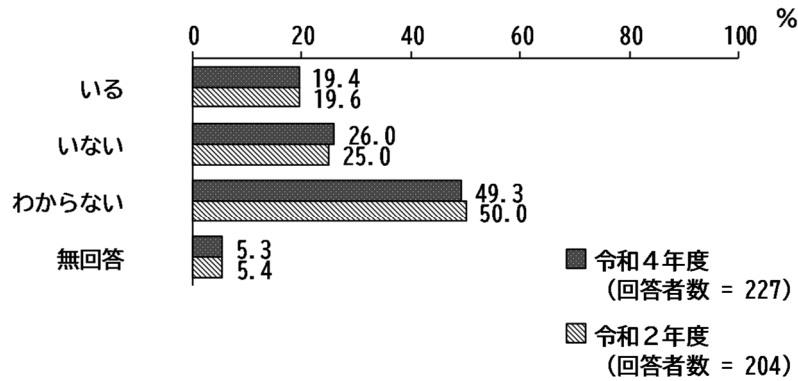
「ひとりで避難できる」の割合が56.3%と最も高く、次いで「支援者がいれば避難できる」の割合が34.2%となっています。

令和2年度と比較すると、「支援者がいれば避難できる」の割合が増加しています。



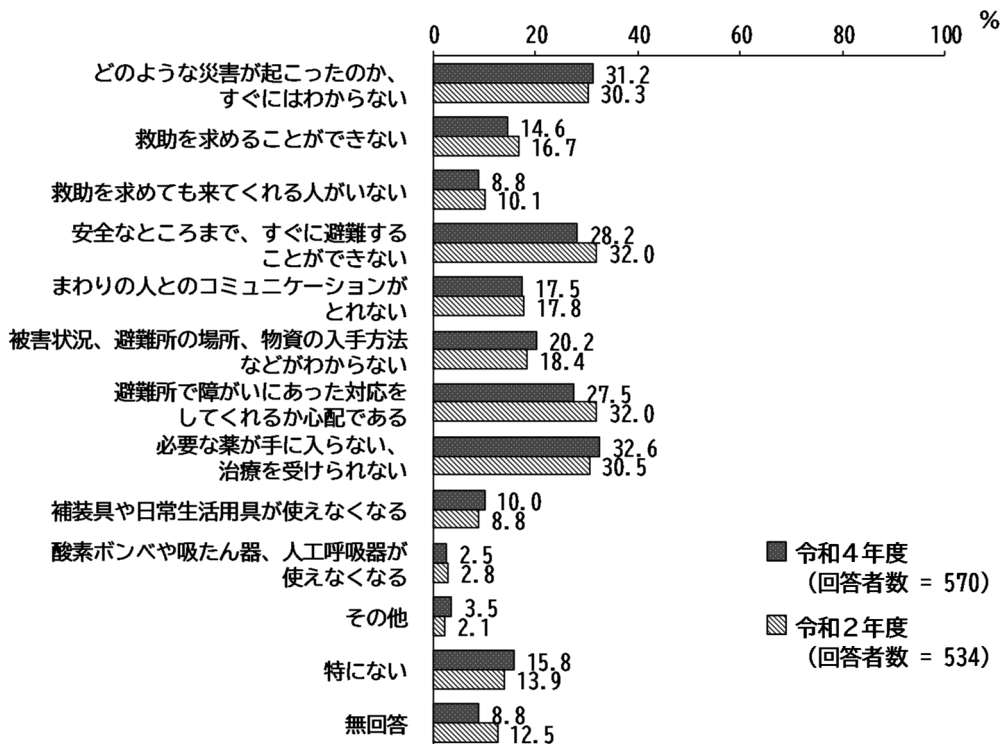
### ウ 災害が発生時に助けてくれる近所の人の有無

「わからない」の割合が49.3%と最も高く、次いで「いない」の割合が26.0%、「いる」の割合が19.4%となっています。



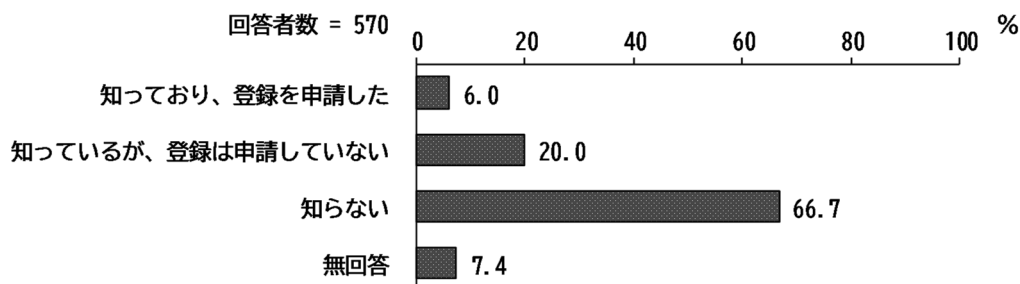
### エ 災害時に困ること

「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が32.6%と最も高く、次いで「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」の割合が31.2%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が32.0%となっています。



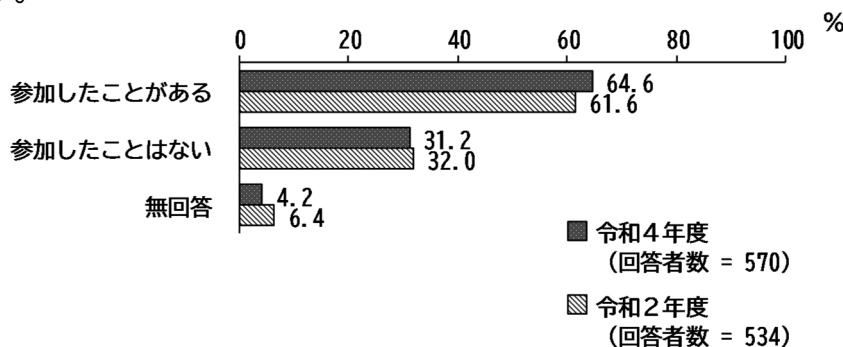
### オ 災害時要援護者避難支援制度の認知度

「知らない」の割合が66.7%と最も高く、次いで「知っているが、登録は申請していない」の割合が20.0%となっています。



### カ 地域防災訓練への参加の有無

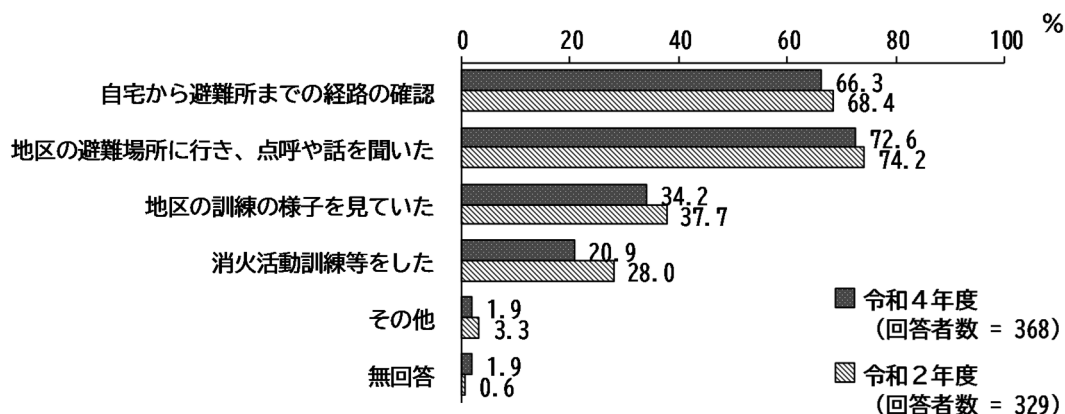
「参加したことがある」の割合が64.6%、「参加したことはない」の割合が31.2%となっています。



### キ 防災訓練の参加方法

「地区の避難場所に行き、点呼や話を聞いた」の割合が72.6%と最も高く、次いで「自宅から避難所までの経路の確認」の割合が66.3%、「地区の訓練の様子を見ていた」の割合が34.2%となっています。

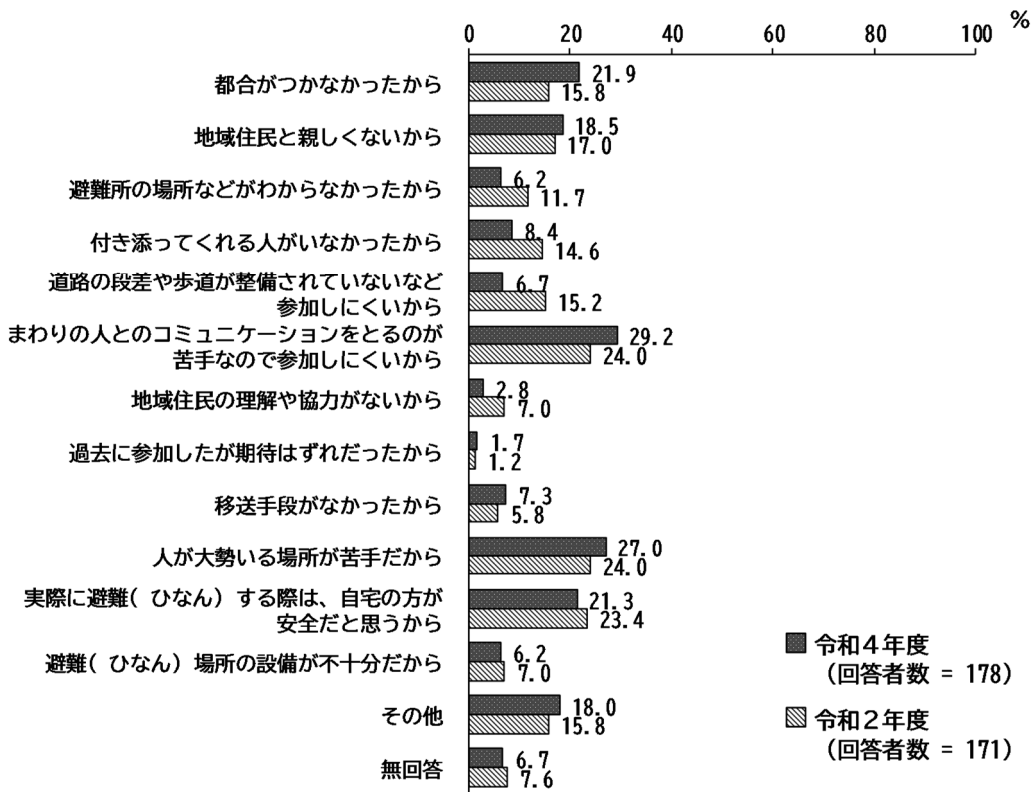
令和2年度と比較すると、「消火活動訓練等をした」の割合が減少しています。



### ク 参加しなかった、参加できなかった理由

「まわりの人とのコミュニケーションをとるのが苦手なので参加しにくいから」の割合が29.2%と最も高く、次いで「人が大勢いる場所が苦手だから」の割合が27.0%、「都合がつかなかったから」の割合が21.9%となっています。

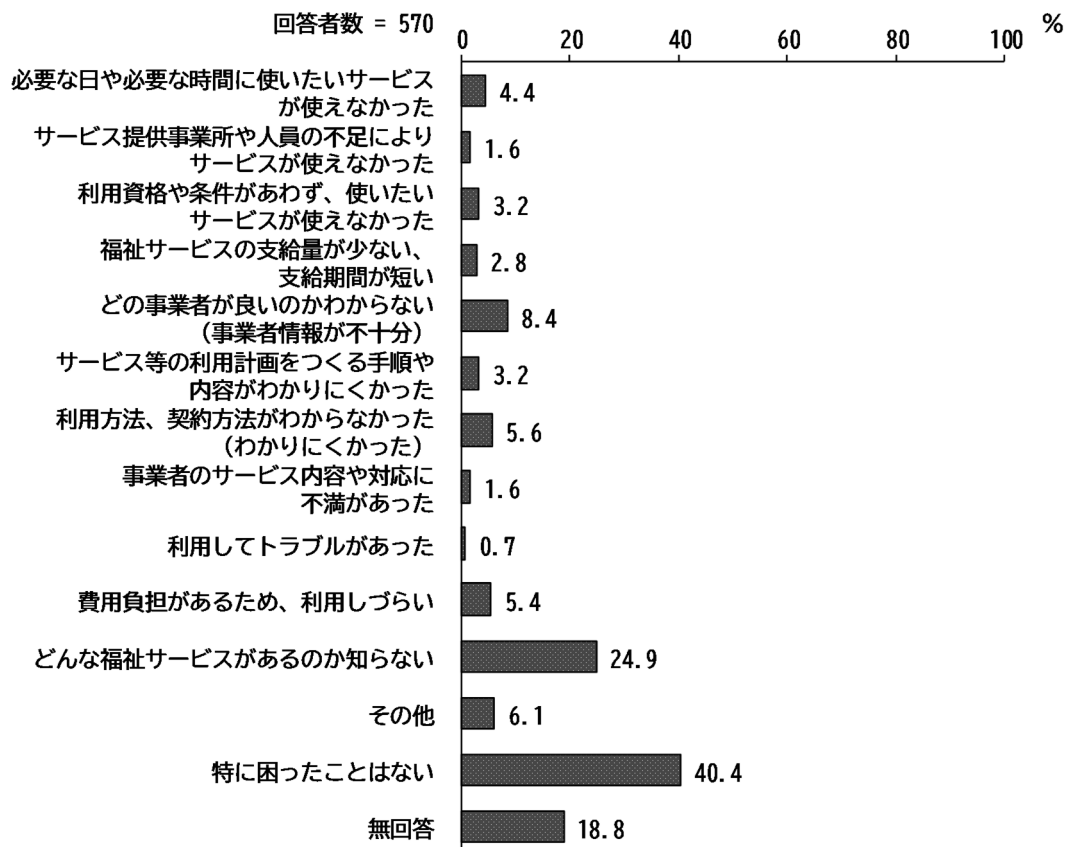
令和2年度と比較すると、「都合がつかなかったから」の割合が増加しています。一方、「付き添ってくれる人がいなかったから」「道路の段差や歩道が整備されていないなど参加しにくいから」の割合が減少しています。



## ⑦ 障がいのある人の福祉施策について

## ア 福祉サービスを利用するときに困ったことの有無

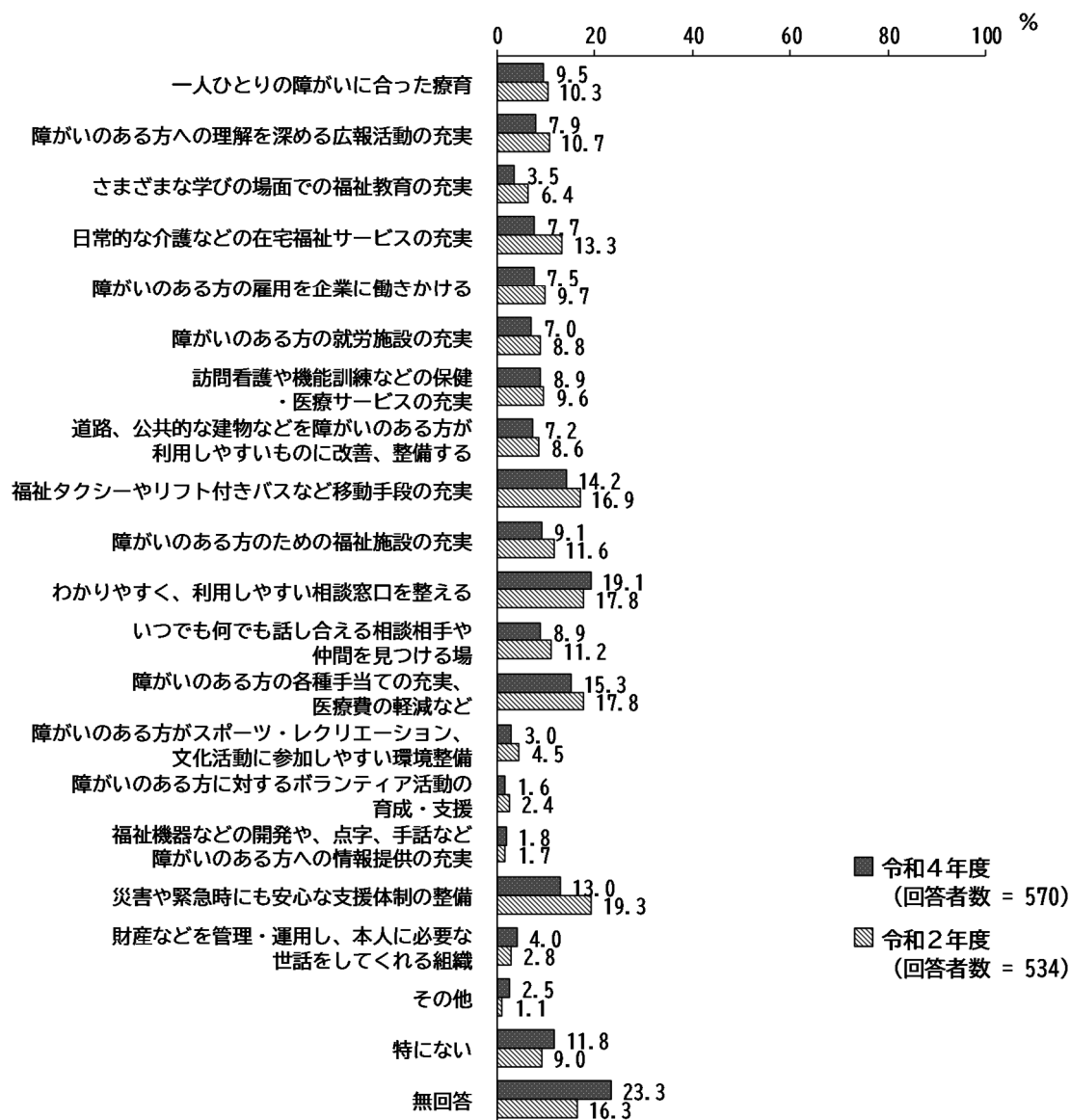
「特に困ったことはない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「どんな福祉サービスがあるのか知らない」の割合が24.9%となっています。



## イ 暮らしやすくなるために特に充実を望むこと

「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」の割合が19.1%と最も高く、次いで「障がいのある方の各種手当での充実、医療費の軽減など」の割合が15.3%、「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の割合が14.2%となっています。

令和2年度と比較すると、「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」の割合が減少しています。



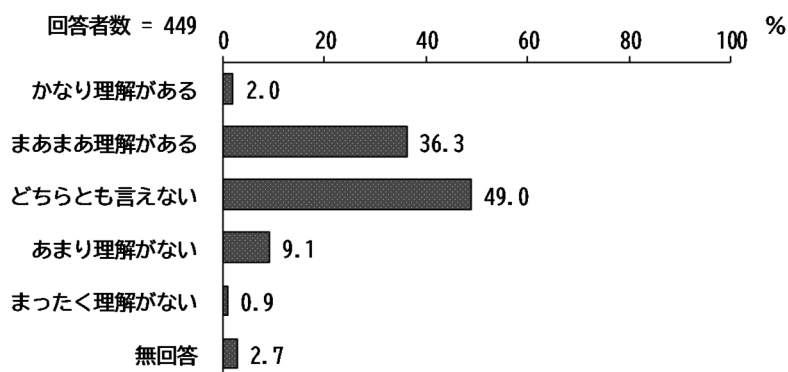
## (2) - 2 一般市民調査

### ① 福祉への関心について

#### ア 障がいのある人に対する市民の理解度

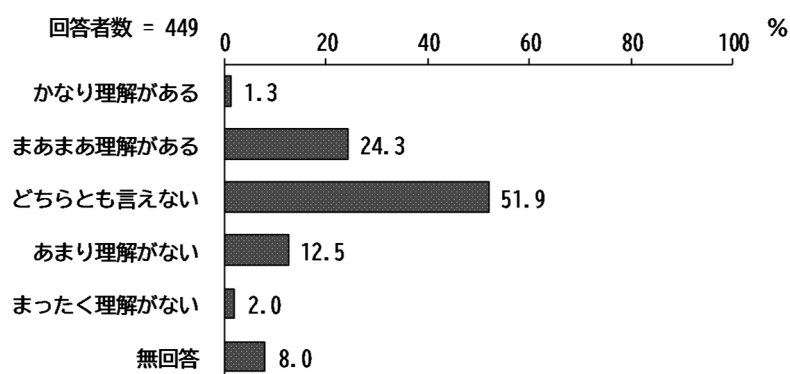
##### <身体障がいのある人への理解>

「どちらとも言えない」の割合が49.0%と最も高く、次いで「まあまあ理解がある」の割合が36.3%となっています。



##### <知的障がいのある人への理解>

「どちらとも言えない」の割合が51.9%と最も高く、次いで「まあまあ理解がある」の割合が24.3%、「あまり理解がない」の割合が12.5%となっています。

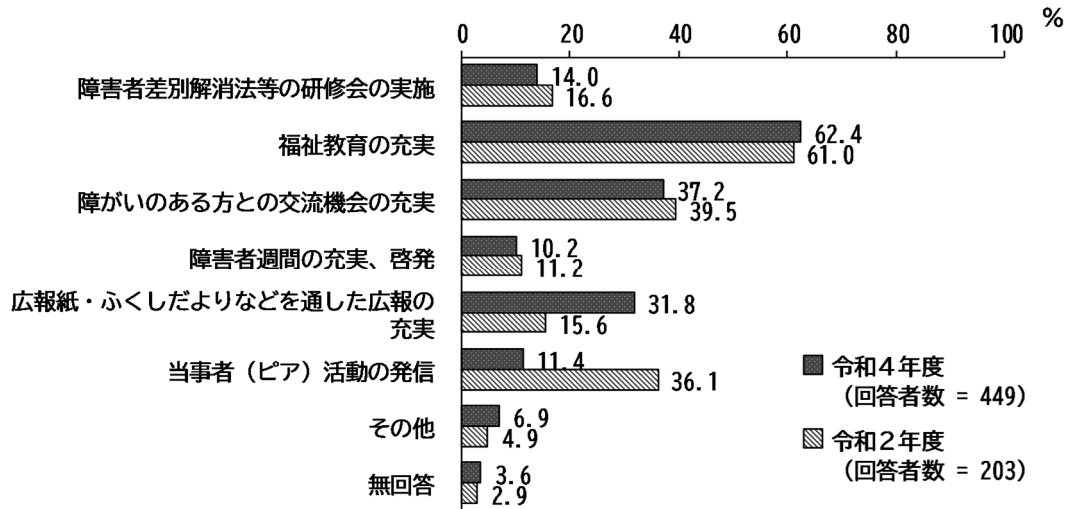




## イ 障がいのある方に対する理解が進むために必要な重要活動

「福祉教育の充実」の割合が62.4%と最も高く、次いで「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が37.2%、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」の割合が31.8%となっています。

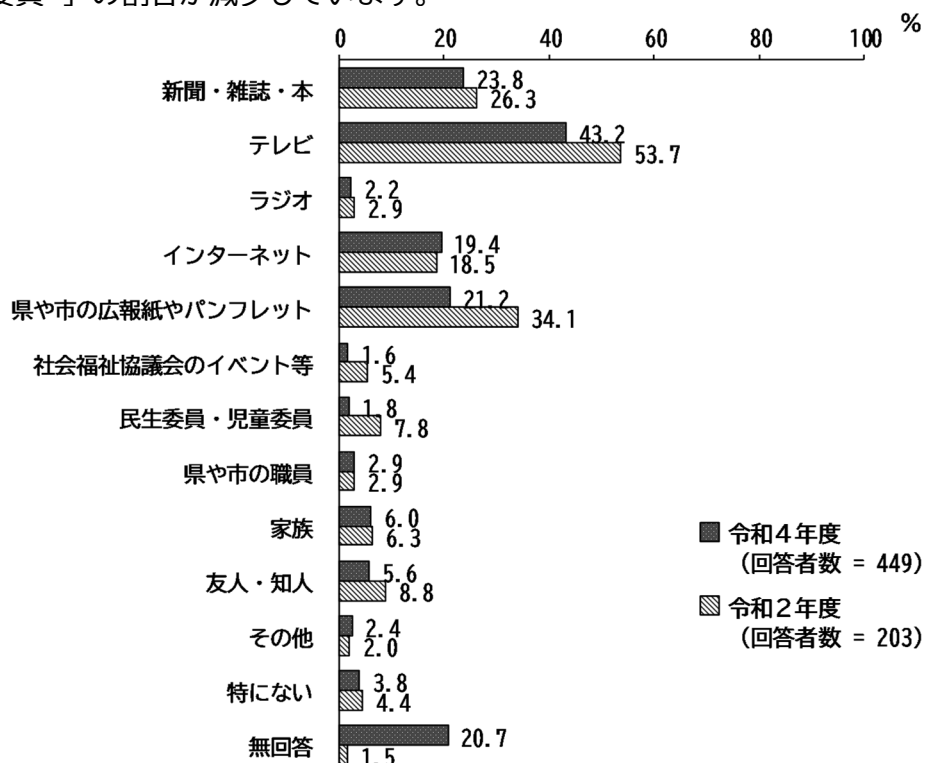
令和2年度と比較すると、「広報紙・ふくしだよりなどを通した広報の充実」の割合が増加しています。一方、「当事者（ピア\*）活動の発信」の割合が減少しています。



## ウ 福祉の制度や動きに関する情報の入手方法

「テレビ」の割合が43.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・本」の割合が23.8%、「県や市の広報紙やパンフレット」の割合が21.2%となっています。

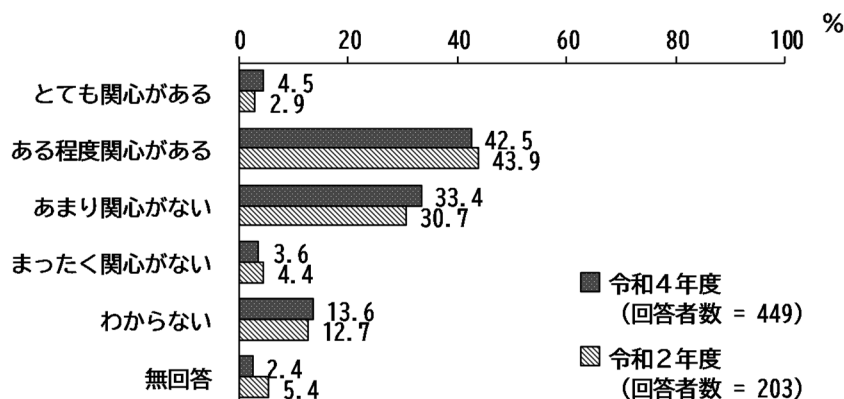
令和2年度と比較すると、「テレビ」「県や市の広報紙やパンフレット」「民生委員・児童委員\*」の割合が減少しています。



## ② 障がい者福祉活動全般について

## ア 障がいのある人へのボランティア\*活動に関心の有無

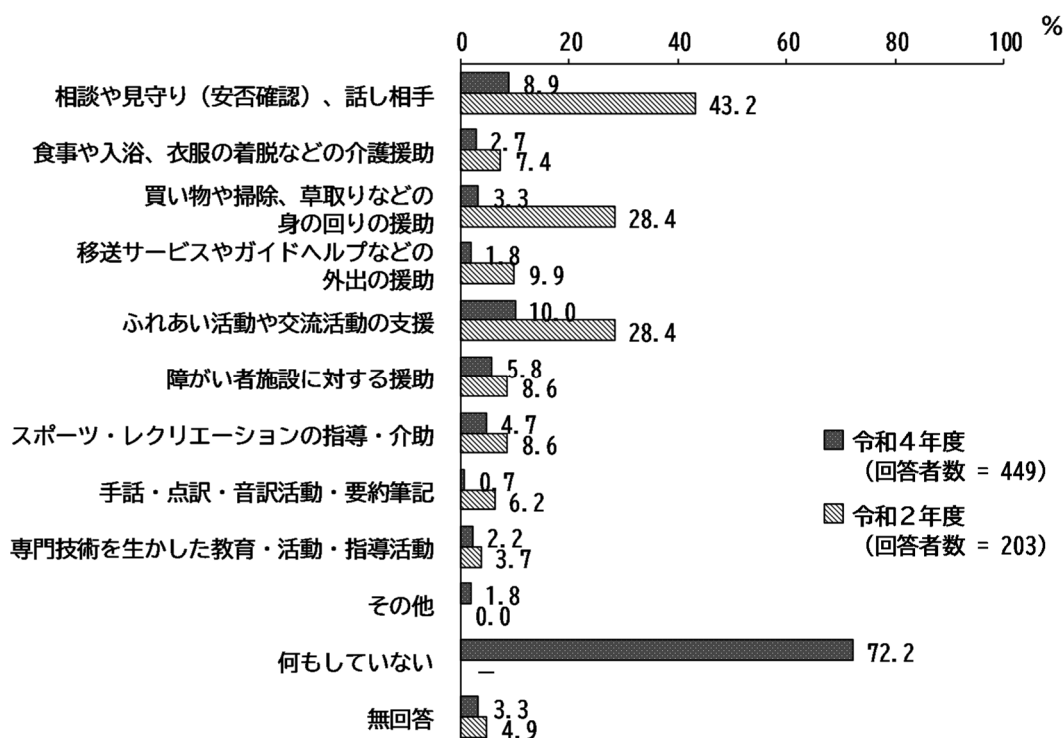
「ある程度関心がある」の割合が42.5%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が33.4%、「わからない」の割合が13.6%となっています。



## イ ボランティア活動の経験内容

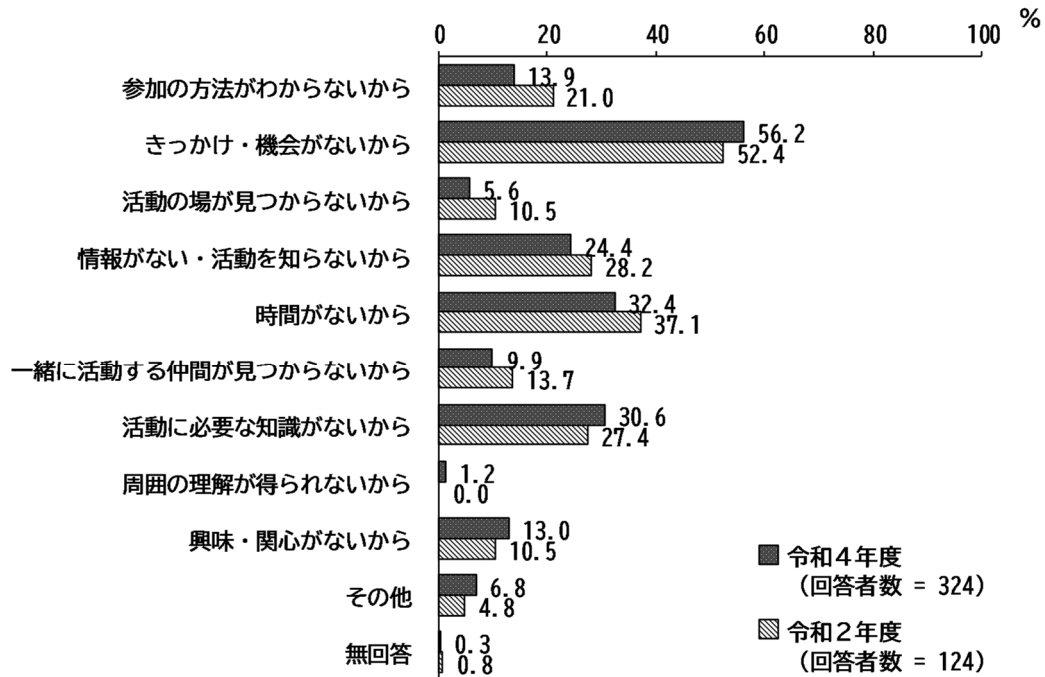
「何もしていない」の割合が72.2%と最も高く、次いで「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が10.0%となっています。

令和2年度と比較すると、「相談や見守り（安否確認）、話し相手」「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」「移送サービスやガイドヘルプ\*などの外出の援助」の割合が減少しています。



## ウ 何もしていない理由

「きっかけ・機会がないから」の割合が56.2%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が32.4%、「活動に必要な知識がないから」の割合が30.6%となっています。  
令和2年度と比較すると、「参加の方法がわからないから」の割合が減少しています。

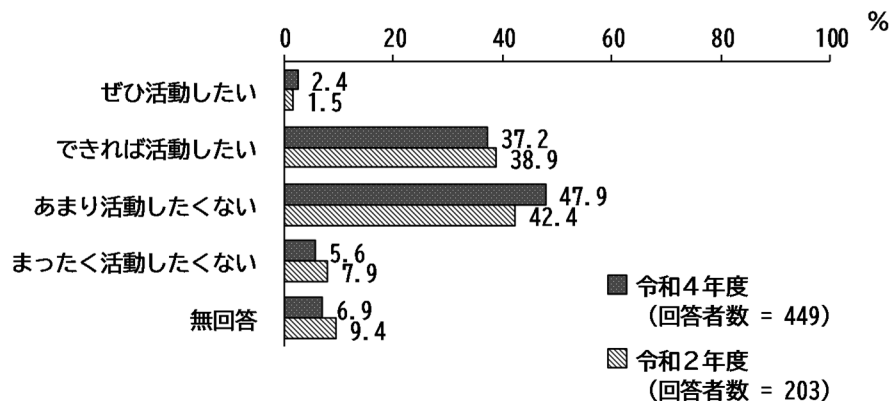


## エ 障がいのある人へのボランティア\*活動参加の意思

現在活動中の方は今後とも活動を続けていきたいのか

「あまり活動したくない」の割合が47.9%と最も高く、次いで「できれば活動したい」の割合が37.2%となっています。

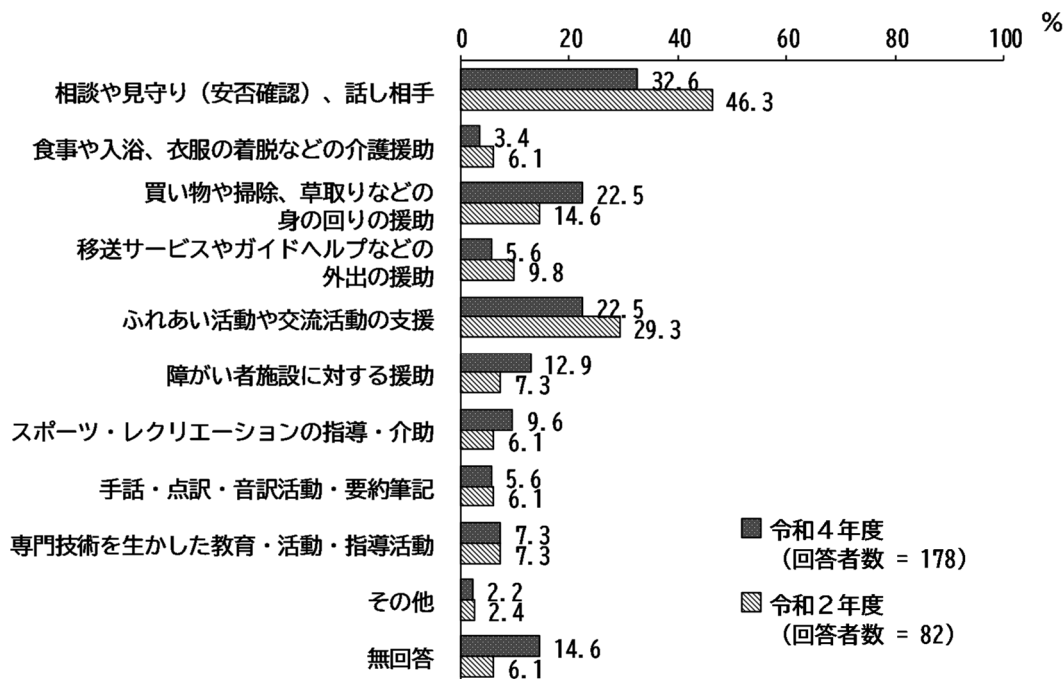
令和2年度と比較すると、「あまり活動したくない」の割合が増加しています。



## オ 参加を希望するボランティア\*活動

「相談や見守り（安否確認）、話し相手」の割合が32.6%と最も高く、次いで「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」、「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が22.5%となっています。

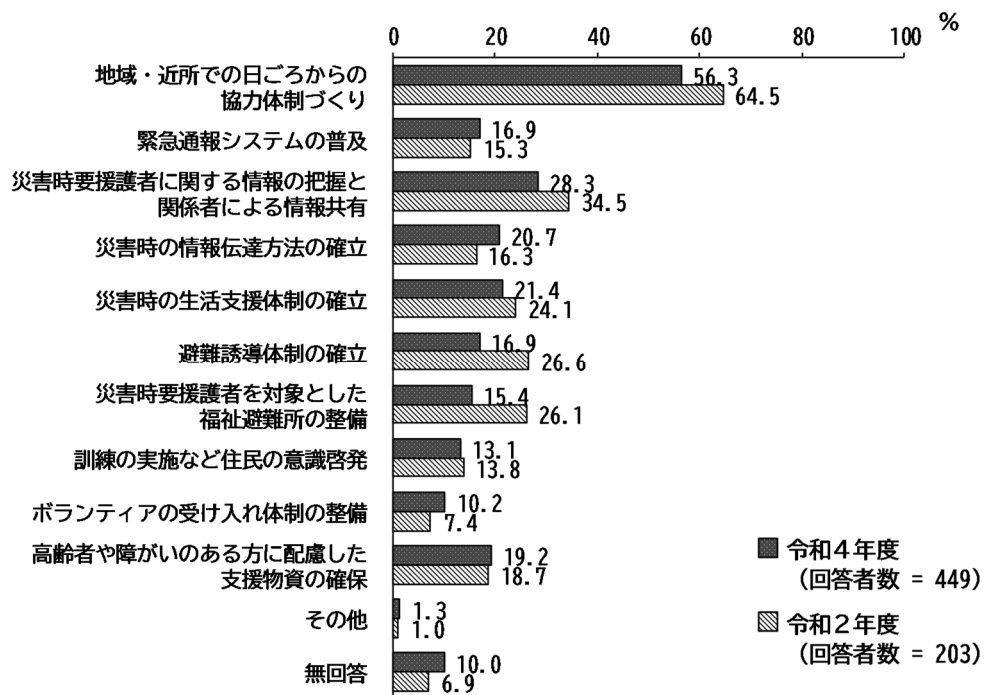
令和2年度と比較すると、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」の割合が増加しています。一方、「相談や見守り（安否確認）、話し相手」「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が減少しています。



## カ 災害時要援護者への対策として特に取り組むべきこと

「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」の割合が56.3%と最も高く、次いで「災害時要援護者に関する情報の把握と関係者による情報共有」の割合が28.3%、「災害時の生活支援体制の確立」の割合が21.4%となっています。

令和2年度と比較すると、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」「避難誘導体制の確立」「災害時要援護者を対象とした福祉避難所\*の整備」の割合が減少しています。

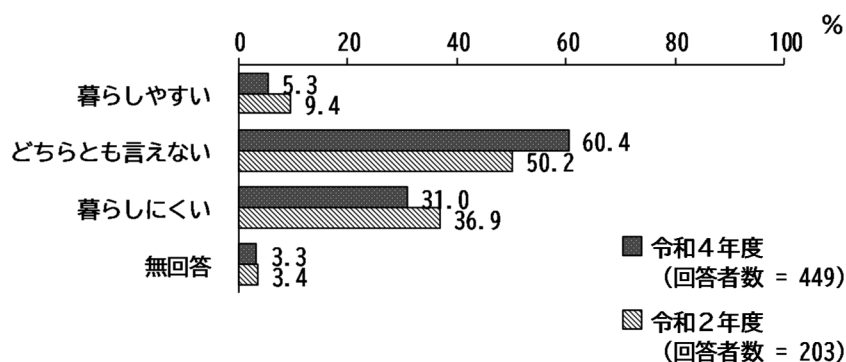


### ③ 障がいのある人の福祉施策について

#### ア 牧之原市は障がいのある人・高齢者・子どもが暮らしやすいまちなのか

「どちらとも言えない」の割合が60.4%と最も高く、次いで「暮らしにくい」の割合が31.0%となっています。

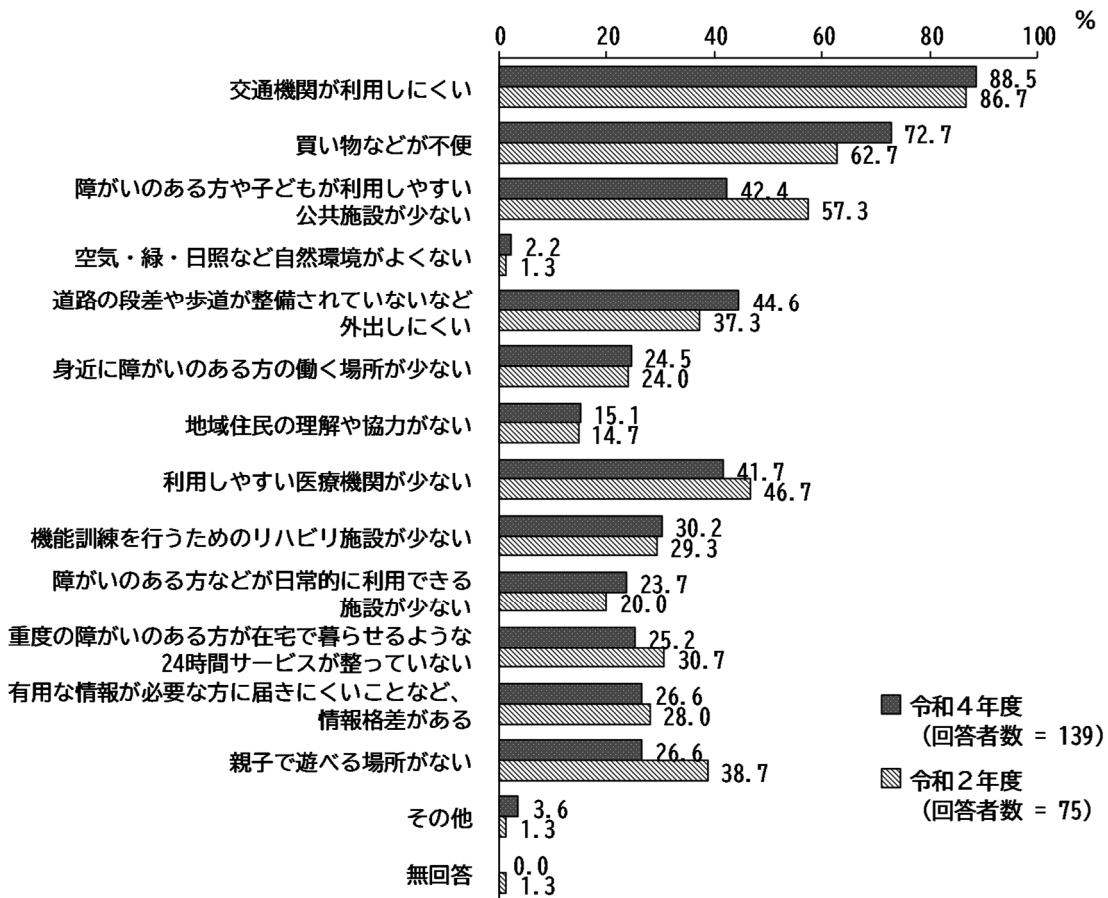
令和2年度と比較すると、「どちらとも言えない」の割合が増加しています。一方、「暮らしにくい」の割合が減少しています。



## イ 暮らしにくいと思う理由

「交通機関が利用しにくい」の割合が88.5%と最も高く、次いで「買い物などが不便」の割合が72.7%、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」の割合が44.6%となっています。

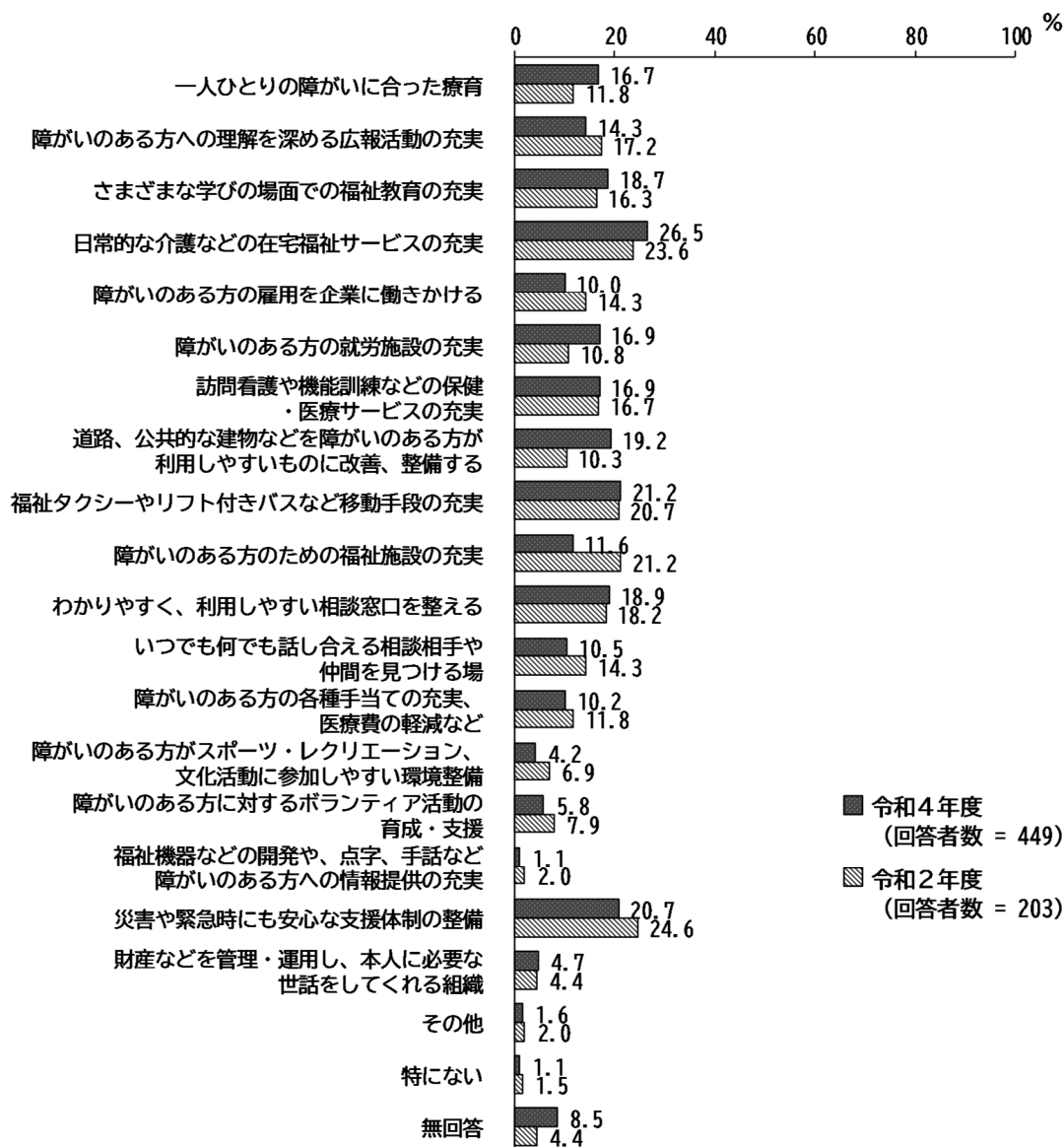
令和2年度と比較すると、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」の割合が増加しています。一方、「障がいのある方や子どもが利用しやすい公共施設が少ない」「親子で遊べる場所がない」の割合が減少しています。



ウ 障がいのある人が暮らしやすいまちをつくるために必要な重要活動

「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」の割合が26.5%と最も高く、次いで「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の割合が21.2%、「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」の割合が20.7%となっています。

令和2年度と比較すると、「障がいのある方の就労施設の充実」「道路、公共的な建物などを障がいのある方が利用しやすいものに改善、整備する」の割合が増加しています。一方、「障がいのある方のための福祉施設の充実」の割合が減少しています。



## 3 計画策定に向けた意見交換会の結果

### (1) 意見交換会の概要

#### ① 意見交換会の名称

「みんなで支え合い自分らしく暮らせるまちづくりを語ろう！」

#### ② 目的

本計画の策定にあたり、令和6年度から11年度までの6年間に取り組む施策等に市民の意見を反映するため、参加者同士が自由な雰囲気でも語り合う意見交換会を開催しました。

#### ③ 日時

令和5年7月7日（金）午後1時から午後4時まで

#### ④ 場所

相良総合センターい〜ら 福祉団体活動室

#### ⑤ 参加者

障がい者団体等の会員、障害者自立支援ネットワーク\*メンバー、障害者相談員\*、学校教育関係者、スポーツ推進関係者など 計40人

#### ⑥ 実施内容

##### (第1部)

現行計画の進捗及びアンケート結果から見える課題等について、情報共有し、今後重点的に取り組むべきことについて語り合いました。

##### (第2部)

国の第5次基本計画に盛り込まれた項目のうち、「文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「教育の振興」、「防災の推進」の3つをテーマに取り上げ、ありたい姿について語り合いました。

※進行（ファシリテーター）協力 一般社団法人CLIP



計画策定に向けた意見交換会の様子



## (2) 意見のまとめ

<b>基本方針1 「理解と交流の促進」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人とそうでない人の間に意識の差はあるが、いろいろな人と交流して理解を深めることが、誰もが自分らしく暮らせるきっかけとなる。</li><li>・障がいのある人が日常的に外出できることが重要。</li><li>・幼児期からのふれあいが大事。子供たちの交流を通じて親世代の認識も変わる。</li><li>・障がいのあるなしに関わらず、スポーツを通じて交流し、育ちの場としたい。</li></ul>
<b>基本方針2 「保育・教育・療育の充実」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉教育の充実や見直しを進め、子どもたちの多様性を認め合う取組が必要。</li><li>・支援学校（学級）と普通校（学級）が別々の世界になっているため、双方の交流を促進したい。</li><li>・インクルーシブ教育*の土台作りが必要。インクルーシブという言葉は一部の関係者にしか認知されていない。</li><li>・医療的ケア児を含め、希望すれば誰でも学校に通える体制づくりをしてほしい。</li></ul>
<b>基本方針3 「保健・医療・福祉サービスの充実」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・サービスが受けられるのに知らない人や利用方法がわからない人がいる。</li><li>・相談体制、個別支援の充実、サービスの質の確保が必要。</li><li>・ヘルパーなどの人材不足が慢性化しているが、具体的な対策が見えない。</li></ul>
<b>基本方針4 「権利擁護*の充実」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度*について周知、広報する必要がある。</li></ul>
<b>基本方針5 「雇用・就労の促進」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用機会の充実を図り、様々な働き方ができると良い。</li><li>・移動手段の問題により就労につながりにくい。</li></ul>
<b>基本方針6 「生活環境の整備」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・外出での困りごとについて、障がいのある人だけでなく、高齢者の意見も聞いて対応する必要がある。</li></ul>
<b>基本方針7 「防災・防犯の体制整備」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・防災の知識や物資の備蓄など日頃の備えが重要。</li><li>・障がいがあっても参加しやすい防災訓練、防災講座が必要。</li><li>・避難施設の環境整備が必要。</li></ul>
<b>基本方針8 「情報・コミュニケーションの充実」に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの特性やニーズに応じた情報提供が必要。</li></ul>

## 4 計画策定のための障がい者団体ヒアリング結果

### (1) 障がい者団体ヒアリングの概要

#### ① 目的

本計画を策定するにあたり、令和4年度に実施したアンケート調査や現行計画の評価に加えて、障がい者団体へのヒアリングを実施し、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向を把握しました。

#### ② 対象団体及び実施日

団体名	実施日
(1)牧之原市身体障害者福祉会	6月28日(水)
(2)牧之原市手をつなぐ育成会	6月26日(月)
(3)NPO法人精神保健福祉みどり会	6月29日(木)
(4)榛南重症心身障がい児者親の会メイフラワー	5月26日(金)
(5)榛南視覚障害者協会	6月30日(金)
(6)エジソンキッズ	7月6日(木)

### (2) 意見のまとめ

#### 基本方針1「理解と交流の促進」に関すること

- ・障がいへの理解は、子どもの頃からの交流と教育が重要。一緒に過ごすことにより当たりまえになる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で会員同士の交流が希薄になったが、同じような境遇の人達で相談し合える仲間づくりや情報交換の場づくりは大切。
- ・地域の人と顔の見える関係づくりのため、交流の場を増やしていく必要がある。
- ・団体と市行政とが連携しながら活動を促進させたい。

#### 基本方針2「保育・教育・療育の充実」に関すること

- ・支援学校に行かなくてもいいよう、通常校の先生に支援してほしい。
- ・保育園までの対応は手厚いが、小学校から手薄になるため、入学の壁がある。
- ・学校と福祉サービスの結びつきが薄い、福祉と教育の連携が大事。

## 基本方針3「保健・医療・福祉サービスの充実」に関すること

- ・近くに医療機関が少なく、通院のための交通手段がない。
- ・医師とのコミュニケーションに不安を抱える人が多く、本人・親・医師の間で信頼関係を築くことが大切。
- ・医療的ケア児が短期入所できる病院や、成人期から看取り期までを一体的に支援できる施設が必要。
- ・福祉サービスを受けられることを知らない人や手続きが難しく、申請できない人もいる。
- ・ヘルパーや相談支援専門員\*が不足している。

## 基本方針4「権利擁護\*の充実」に関すること

- ・将来の不安のなかで一番多いのは高齢化、次がお金のことである。
- ・成年後見制度\*について、将来に備えて考えておく必要があるが、利用するかどうかはわからない。
- ・差別は20年前と比較すると少なくなったが、障がいへの理解促進のための勉強会などが必要。
- ・緊急時などに家族に代わり、入院やサービス調整を一括対応する窓口や医療的ケア児等コーディネーターを中心とした多職種連携チームが必要。

## 基本方針5「雇用・就労の促進」に関すること

- ・体調に合わせて働けることが大事。
- ・障がい者雇用の受け皿がない。
- ・雇用側に問題があることもあるため、行政から企業向けの勉強会等を実施してほしい。

## 基本方針6「生活環境の整備」に関すること

- ・デマンドタクシーは、全地域で利用できるようになったが、登録と予約が必要なことや利用日時が限られるため、利用しにくい。
- ・交通手段は、視覚障がいのある人にとって一番の大きな問題である。
- ・路線バスは、バリアフリー\*になっておらず、バス停にベンチがない。行政からの働き掛けが必要。

## 基本方針7「防災・防犯の体制整備」に関すること

- ・災害発生時に一人での避難はできないと思う。
- ・避難所での生活ができるのか、パニックになってしまわないか不安がある。
- ・災害時の個別避難計画は提出しているが、記載が難しかった。
- ・近隣住民とのコミュニケーションが取れている地域は、災害時に助け合っているところもある。

## 基本方針8「情報・コミュニケーションの充実」に関すること

- ・スマホの活用やラインなどの使用は、高齢者には難しいところがある。
- ・障がい者向けのスマホ教室を実施してほしい。
- ・市のライン、ホームページは改善が必要である。
- ・自分の意思を不特定多数の人に伝えられない特性がある。支援者がしっかりと関わることが重要。
- ・障がいの特性に応じたそれぞれの適切な情報提供、コミュニケーションが必要。

## 5 牧之原市の障がい福祉を取り巻く現状と課題

本市の取組の状況やアンケート調査結果、意見交換会、障がい者団体ヒアリングからの意見を踏まえ、牧之原市第3次障がい者計画で掲げた基本方針及び施策ごとに課題を整理しました。

### <基本方針1> 「理解と交流の促進」における課題

#### ① 障がいに対する市民への理解・啓発の推進

市では、市民の障がいに対する理解促進を図るための研修等を実施してきました。しかし、アンケート調査をみると、障がいのある方に対する市民の理解について、“理解がない”が“理解がある”を上回っています。特に知的障がい、精神障がいでは理解がないと感じている人が多くみられます。前回調査と比較すると、「あまり理解がない」の割合が10ポイント以上増加しています。また、一般市民において、障がいのある方に対する市民の理解について、「どちらとも言えない」が5割となっており、また、障がいの種別によって理解の差があることがうかがえます。

また、障がいのある方に対する理解が進むために重要な活動については、「福祉教育の充実」、「広報紙・ふくしだよりなどを通じた広報の充実」、「障がいのある方との交流機会の充実」の割合が高くなっています。

今後、さらに障がいに対する理解を促進するため、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。また、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を通じて、障がい特性などの理解を促す必要があります。

#### ② 地域での交流・ふれあいの場の促進

交流・ふれあいの場として、「ふれあい運動会」などを行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症により、ここ3年間実施できていない状況であり、市民と障がいのある人との交流機会が減ってきている状況となっています。

アンケート調査をみると、地域社会での活動について、“参加する”の割合が3割半ばとなっており、地域活動に参加するときの妨げとして、「参加したくなるようなものがない」、「どのような活動が行われているか知らない」の割合が1割半ばとなっています。

地域活動や生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が地域活動において、交流やふれあうことのできる場を促進していくことは、相互の理解を

深めるとともに、生活の質の向上につながることから、社会参加できる環境づくりを行っていくことが重要です。

### ③ ボランティア\*活動の推進と情報発信

市では、ボランティア講座等を実施してきましたが、今後は、障がいのある人や子どもなどの様々なニーズに対応したボランティアの育成を行っていくことが必要となります。

アンケート調査では、一般市民では、ボランティア活動の経験について、「何もしていない」が72.2%と最も高くなっていますが、「ふれあい活動や交流活動の支援」を行っている市民もいることがうかがえます。一方で、ボランティア活動を行っていない理由について、「きっかけ・機会がないから」の割合が高くなっています。

今後の地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある市民には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介するなど、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

また、団体ヒアリングの結果、会員同士の交流や相談を充実させるとともに、地域の人と顔の見える関係づくりを進めることが重要であることがわかりました。そのためには、市と障がい者団体が連携して取り組むことが重要です。

## <基本方針2> 「保育・教育・療育の充実」における課題

### ① 切れ目のない支援体制の構築

市では、切れ目のない支援体制を構築するため、発達に関する相談窓口の一本化やこどもセンターと関係機関との円滑な連携を図ってきました。

アンケート調査では、通園・通学先に充実を望むことについて、「就学相談や進路相談などの相談体制」、「能力や障がいに対する理解」、「能力や障がいの状況にあった個別支援」などの割合が高くなっており、障がいのある子どもの複合的な課題に対応するための、切れ目のない支援が求められています。

今後も、子どものライフステージ\*に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となります。また、発達や成長段階に応じた支援及び訪問相談等の専門的な相談体制の充実が求められます。

## ② 早期療育\*の充実

配慮を必要とする子どもの割合は増加傾向にある中で、保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、福祉こども相談センターとの連携を強化し、職員研修の充実を図ってきました。

アンケート調査結果では、障がいのある人が暮らしやすくなるために、特に充実を望むことについて、知的障がいや「一人ひとりの障がいに合った療育」の割合が最も高くなっています。

子どもの障がいには、発達障がい\*、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい\*等がありますが、できる限り早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が必要です。

また、地域で専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

## ③ 特別支援教育\*の充実

市では、特別支援教育・インクルーシブ教育\*の推進として、乳幼児、園児の巡回相談と一本化するなど、切れ目ない支援を提供できるように関係機関と連携を深めてきました。

しかし、団体ヒアリングや意見交換会などでは、学校と福祉サービスの結びつきが薄いことや、学校の先生との関係が重要であるという意見が上がっています。

今後は、特別支援教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導を充実させるとともに、障がいの有無にかかわらず、共に学び、共に育つ環境の整備が必要です。

また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、インクルーシブ教育に向け、より一層の体制強化を図ることが必要です。



## ＜基本方針3＞「保健・医療・福祉サービスの充実」における課題

### ① 障がいのある人への適切な医療の充実

市では、適切な医療の充実を目指し、自立支援医療\*や重度障害者(児)医療費助成事業\*等を実施してきましたが、制度の周知不足により受給申請していない場合があります。

また、アンケート結果から、医療のことで困っていることについて、「専門的な医療機関が近くにない」、「通院の交通手段が確保・利用しにくい」、「医療費の負担が大きい」などの意見が上がっています。

ヒアリング結果からも、医師とのコミュニケーションに不安を抱えている人が多いことや、医療的ケア\*へのニーズが高いことがうかがえます。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療を受けられる体制が必要です。特に重症心身障がい\*児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

### ② 障がいのある人への健（検）診・健康相談の体制の充実

市では、健（検）診機関や福祉事業所等と連携し、障がいのある人が健（検）診や保健指導を受けやすい体制づくりを進めてきましたが、個人の状態や障がいの程度を事前に把握することは難しく、現状では本人や家族からの相談があった場合のみの対応となっています。

アンケート結果から、健康診断やがん検診、歯科検診などを「受けていない」の割合が2割半ばとなっています。

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期発見と早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

### ③ 福祉サービスの充実

市では、障がいの状況やニーズに応じた多様なサービスの充実を図ってきました。

アンケート調査では、福祉サービスを利用するときに困ったことがあったかについて、「どんな福祉サービスがあるのか知らない」、「どの事業者が良いのかわからない(事業者情報が不十分)」などの意見が上がっています。サービスが必要な時に、必要なサ

ービスを受けることが住み慣れた地域で生活をしていく上で重要であることがうかがえます。

今後は、障がいに関する制度やサービスのさらなる周知を図るとともに、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

#### ④ 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスを利用する人が高齢になり介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度\*の利用負担上限が異なるために新たな利用者負担が生じることや、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用する場合がある等の課題があります。障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

#### ⑤ 行政課題への取組

今後、障がいのある人の高齢化や重度化が進むとともに、医療的ケア\*が必要な児童等が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点\*の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

また、ヘルパーや相談支援専門員\*等の福祉人材を確保するため、福祉教育の充実や福祉現場の魅力発信などの取組を検討する必要があります。

### <基本方針4> 「権利擁護\*の充実」における課題

#### ① 地域を含めた相談体制の充実・啓発

市では、本人・家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等の相談を行ってきましたが、相談内容も多様化してきており、基幹相談支援センター\*の今後の展望やあるべき姿についてさらなる検討を行い、相談機能強化を図ることが重要となります。

また、アンケート結果から、悩みごとや心配ごとを相談できる人がいるかについて、「家族や親戚」の割合が最も高く、次いで「医療機関の医師や看護師など」、「友人・知人」となっており、また、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口」が求められていることから、身近なところでの相談体制の整備が重要となっています。



今後も、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

## ② 権利擁護事業の推進

市では、権利擁護事業の周知を図ってきましたが、市長申し立ての件数は0～1件で推移している状況となっています。また、アンケート調査から、「成年後見制度\*」について、「聞いたことがない」の割合が最も高くなっているほか、成年後見制度の利用促進に向けての課題は何だと思ふかについては、「制度に関する十分な知識がない」、「わからない」、「誰に相談して良いかわからない」などの割合が高く、制度の仕組みや内容を周知していく必要があります。

権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。また、成年後見制度等を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

## ③ 虐待防止の推進

市では、障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、ポスターやホームページ等で市民へ啓発するとともに、虐待が発生した場合には、マニュアルに従い、虐待者・被虐待者の双方に対応し、再発防止に努めてきました。

しかし、アンケート調査から、生活をしている中で、差別や虐待を受けたことがある人が約1割となっており、特に精神障がいや発達障がいなどで差別や虐待を受けたことがある人が多くみられます。

虐待は決して許されない行為であり、自立や社会参加を推進するためにも虐待を防止することは、非常に重要です。

## ④ 差別の解消・合理的配慮\*の推進

市では、差別解消支援地域協議会\*において、差別事例の共有、効果的な法の周知方法や研修について協議し、差別解消支援地域協議会の機能の充実を図ってきました。

ヒアリングでは、20年前に比べ、差別は減ってきているという意見がありましたが、アンケート調査からは、いまだに差別や虐待があることがうかがえます。また、差別

や虐待を受けたことを誰にも相談しなかった人が5割以上となっています。相談しなかった理由として、「相談しても解決しないと思った」の割合が最も高く、次いで「他の人に話をしたくなかった」となっています。

また、「障害者差別解消法\*」を「法律名も内容も知らない」の割合が約7割と高くなっています。

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮\*の提供を求めることで差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、法の趣旨や障がいへの正しい理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

## <基本方針5> 「雇用・就労の促進」における課題

### ① 障がいのある人と企業との相互理解の促進

市では「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等を通して障がい者雇用に関する周知啓発を図ってきましたが、アンケート結果では、平日の日中について、「正規の社員・従業員として働いている（自営業を含む）」、「パート・アルバイトとして働いている（家業手伝いを含む）」がともに1割半ばとなっています。

また、障がいのある方が働くために、大切だと思うことについて、「障がいに見合ったやりがいのある仕事の提供」、「事業主や職場の人たちの障がい者雇用に対する十分な理解」などの割合が高くなっています。

地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、能力や適性に応じてより力を発揮できるよう取り組むことが必要です。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がい理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

### ② 雇用・就労定着の促進

市では、ケア会議\*等を通して、企業や関係機関との連携を図り、就労後の支援を継続し、就労定着の推進を図ってきました。

アンケート結果では、現在の職場での就労期間について、「5年以上」が6割以上と最も高く、次いで「1年以上3年未満」が1割半ばとなっており、長く働いている人がいる一方で雇用・就労定着につながっていないこともうかがえます。

社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

## <基本方針6> 「生活環境の整備」における課題

### ① 生活環境のバリアフリー\*化の推進

市では、教育施設や公的施設、公園施設など必要なところからのバリアフリー化に努めてきましたが、アンケートでは、外出で困ったり、不便に感じたりすることについて、障がい種別で見ると、身体障がいでは「駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など（障がいのある人への配慮不足）」、知的障がいでは「まわりの人の手助け・配慮の不足」、精神障がいでは「付き添ってくれる人がいないこと」の割合が高くなっています。

一般市民調査によると、障がいのある人・高齢者・子どもにとって、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」という意見があがっており、全ての人が暮らしやすくなるためにも、公共交通機関や道路の整備が求められています。

今後も、公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン\*化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

### ② 移動・交通手段の確保

市では、移動・交通手段の確保として、デマンド型乗合タクシー\*等の運行を行ってきましたが、ヒアリングでは、使いづらいなどの意見があがっており、運行本数や便数の増加、行き先を増やすなどの検討が必要となっています。

アンケート結果では、外出するときの交通手段について、「自家用車（自分で運転）」の割合が最も高く、次いで「自家用車（乗せてもらう）」、「徒歩」となっています。また、暮らしやすくなるために、特に充実を望むことについて、「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の意見もあがっており、特に身体障がいでは割合が高くなっています。

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動や余暇活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。今後も外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

### ③ 既存サービスの有効活用の推進

市では、障がいのある人への住宅施策の促進や住宅改修費給付事業などを行ってきました。

今後も、全ての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存のサービスを有効に活用できるよう、周知していくことが重要です。

## <基本方針7> 「防災・防犯の体制整備」における課題

### ① 地域の人とのつながりづくり

市では、障がい者団体等を通じて、災害への備えの必要性について啓発してきました。

しかし、アンケート結果では、家族や支援者等が不在、またはひとり暮らしの場合に、火事や地震等の災害が発生した時、ご近所に助けてくれる方がいるかについて「わからない」が約5割、「いない」が2割半ばとなっています。また、地域防災訓練に「参加したことがある」の割合が6割半ばとなっていますが、「参加したことはない」の割合も3割以上となっており、特に知的障がい、精神障がいで参加したことはない人が多くみられます。参加しなかった、参加できなかった理由について、「まわりの人とのコミュニケーションをとるのが苦手なので参加しにくいから」、「人が大勢いる場所が苦手だから」の割合が高くなっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、避難支援体制の強化を図っていくことが必要です。

そのためには、障がいのある人も地域の防災訓練や地域活動に積極的に参加することで、顔の見える関係づくりが進められるよう、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等への啓発を行う必要があります。

### ② 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

市では、災害時要配慮者避難支援計画の促進を図っていますが、この計画について理解が浸透していない状況となっています。

また、アンケート結果からも災害時要配慮者避難支援制度を「知らない」が6割半ばと最も高く、次いで「知っているが、登録は申請していない」が2割となっている一方、「知っており、登録を申請した」が1割未満となっています。

さらに、一般市民調査によると、災害時要配慮者\*への対策として、特に取り組むべきことについて、「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」の割合が最も高く、次いで「災害時要配慮者に関する情報の把握と関係者による情報共有」、「災害時の生活支援体制の確立」となっています。

今後は、避難行動に支援が必要な人の避難確保の実効性を高めるため、個別避難計画作成に福祉専門職と地域住民が関わる仕組みづくりと、福祉避難所\*の運営に関する環境と体制整備を推進する必要があります。

### ③ 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

市では、障がいのある人への防犯知識の普及や消費者としての保護の推進を図ってきました。

地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要ですが、今後さらに関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

## <基本方針8> 「情報・コミュニケーションの充実」における課題

### ① 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

市では、災害情報配信サービスやファックス110番・119番・NET119\*の利用促進を図ってきました。しかし、アンケート調査では、福祉に関する情報の入手について困っていることとして、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容がむずかしい」などの意見が上がっており、特に知的障がいで「情報の内容がむずかしい」の割合が高くなっています。

また、行政サービスや福祉の情報をどこから得ているかについて、障がい種別にみると、知的障がいで「家族や親戚」、身体障がいで「市の広報紙」、精神障がいで「医療機関の医師や看護師など」の割合が高くなっています。

障がい種別などによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。福祉サービスや生活に必要な情報を必要なときに伝えることができるよう、障がい特性に対応した情報提供に努める必要があります。

### ② 意思疎通支援の充実

市では、意思疎通支援に関わる人材の養成等を進めてきましたが、市内に手話通訳者\*や要約筆記者\*が数人しかいない状況となっています。

また、ヒアリングでも、コミュニケーションの取り方は障がい種別によって違い、コミュニケーションを取ることが難しい人もいるという意見が上がっています。

アンケート結果から、意思の伝達を図る場合、特別な技術や用具を「使っていない」の割合が最も高くなっていますが、次いで「携帯電話・スマートフォン・タブレット」などを利用している人もいることがうかがえます。

また、コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいことについて、「障がいを理解している相談員」が知的障がい、精神障がいで高くなっています。

誰もが地域の一員として社会参加できるよう、障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

また、視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。なお、近年では、情報通信技術の進展が情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者\*や要約筆記者\*の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。